

令和6年第4回定例会

美郷町議会議案等

令和6年12月6日開会

令和6年12月11日開会

美郷町議会

報告第 9 号

令和 5 年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価等の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、令和 5 年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、議会へ関係書類を提出し報告するものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

(令和5年度対象)

令和6年12月

美郷町教育委員会

目 次

1. 美郷町の教育施策	1頁
2. 美郷町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	2頁
(1) 点検・評価の対象	
(2) 点検・評価の方法	
(3) 評価の区分	
3. 点検・評価結果	
(1) 教育委員会の活動	3頁
(2) 学校教育の充実	4頁～6頁
(3) 家庭教育の振興	7頁
(4) 社会教育の振興、生涯学習の充実	8頁
(5) 健康の増進と生涯スポーツの振興	9頁
(6) 文化の高揚	10頁
4. 総合評価・知見の活用	11頁
5. 知見の活用	11頁

1. 教育施策

美郷町の教育全般の振興を図るため、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいをもって対応できるよう、「たくましい体」「豊かな心」「すぐれた知性」を備え、郷土並びに国家の有為な形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成をめざした教育推進を図る。

(1) 教育委員会の活動

美郷町教育委員会では美郷町の行政委員会の一つの独立した機関として、教育行政を担い美郷町教育基本方針を決定し、その実現の為に活動を積極的に実施する。

(2) 生涯学習の充実、社会教育の振興

生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰もが必要に応じて自分に適した方法で学び、学習が生活の一部となる環境づくりを推進するとともに、自己の実現と生きがいを目指す生涯学習の効果的運営を図り、各種学級、講座、教室の開設等、学習機会の拡充と関係施設の整備充実に努め、自治公民館活動をはじめ、社会教育関係団体等の活性化に資する。

(3) 学校教育の充実

学校教育では、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし「知・徳・体」の調和のとれた健やかな園児児童生徒の育成を目標とし、県の重点施策を総合的・体系的に示した「宮崎県教育振興基本計画(令和5年6月策定)」の趣旨を踏まえた施策を展開する。

さらに、本町の教育資源を生かし「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身に付け、自分に自信と誇りがもてる、心豊かな人材を育成する」ことを目標とした「美郷ならではの教育」推進する。

(4) 家庭教育の振興

家庭教育は、「生きる力」「心の教育」の基盤を確立するため、すべての教育の出発点であるとの認識を深めるとともに、家庭が本来果たすべき役割を見据え、家庭の教育力向上に努める。

(5) 健康の増進と生涯スポーツの振興

生涯を通じた健康づくりは、心身ともに健康な生活を送ることを目標に、意識的に実践することで実現できるものと考えられることから、健康な生活に関する意識の啓発を図るとともに、スポーツ活動の積極的な指導及び普及に努め、生涯スポーツの振興・充実に努める。

(6) 文化の高揚

町民の教養を高め、豊かな心を育み、生活に生きがいと活力・潤いを生み出すために、文化施設を活用して町民が進んで文化活動に参加するよう支援するとともに、文化財の保護・管理に万全を期し、適正に活用する。

2. 美郷町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うことが義務付けられており、その際、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図ることとされている。

本町教育委員会においてもこの規定にもとづいて点検・評価をまとめるとともに公表する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(1) 点検・評価の対象

令和5年度美郷町教育基本方針をもとに、令和5年度の美郷町教育委員会の主要事務を点検・評価の対象とする。

(2) 点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、現状や背景を踏まえ、施策・事業の目標に対する実績を明らかにし、自己点検・自己評価を行う。また、法に基づき、点検評価の客観性を確保するため、学識経験を有する外部の方からのご意見をいただき、これらをもとに、結果をとりまとめて議会に提出するとともに公開する。

(3) 評価の区分(目標の達成率)

A・・・達成している。(100%)

B・・・ほぼ達成している。(80%)

C・・・概ね達成している。(60%)

D・・・達成に至っていない。(50%)

3. 点検・評価結果

(1)教育委員会の活動

事業名	事業内容	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
教育委員会の開催	教育に関する事務を管理及び執行するため、定例教育委員会、臨時会を開催する。また、各種の研修会に参加し教育行政の課題等への理解を深める。	美郷町教育基本方針策定、規則の改正や美郷町の抱える教育的課題等について議論する。また、必要に応じて臨時会を開催する。さらに積極的に各種の研修会に参加する。	本年度も年度当初の職員紹介や、毎回課長補佐も会議に参加する等、風通しの良い教育委員会運営に努めた。また、議案の審議に加え、教育支援センター(スクールカウンセラーの学校巡回)の活動状況報告、その他本町の教育行政の課題について議論を重ねた。	定例会議において、現在の本町の教育における課題について、深い議論が展開された。 【開催日数】 定例会 11回 議案数 13件 (内、条例改正1件、規則の制定2件、要綱の改正2件) 【その他】 (総合教育会議) 総務課主催の会議を実施(5月) (研修会) 教育委員新人研修に2名参加	B (評価の理由) 定例会を月1回計11回開催し、各議案や教育課題について議論を深めた。一方で昨年来課題としている「町教育振興基本計画」に着手することができなかった。	令和5年度に宮崎県教育振興基本計画(令和5年度から令和8年度までの4年間)が策定された。本町の振興基本計画の策定が急がれる。再開し始めた各種研修会については積極的に参加することとしている。「第二次宮崎県教育振興基本計画(令和5年6月策定)」	県の教育振興基本計画に準じ、町教育基本方針の具現化の為の長期的な教育振興基本計画の策定を行う。

(2) 学校教育の充実

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	学校教育の充実	西郷義務教育学校と美郷北義務教育学校が開校し2年が経過した。令和6年度に義務教育学校化を目指す南学園の先駆とし、更なる教育活動の充実に努める。	義務教育学校の教育活動の充実を図る。	○キャリア教育の視点に立った指導の充実 ○主体的・対話的で深い学びの推進 ○義務教育学校の効果を生かした教育システムの確立 ○家庭及び地域との連携	「ひなたの学び」を意識した授業を展開し学びに向かう力を育成できた。また、ブロック制や異年齢集団を生かした教育活動を展開し、集団の形成に積極的にかかわるリーダー性を育成することができた。さらに、地域行事への意図的・積極的な参加を促すことで社会性を高めることができた。	A ----- (評価の理由) 3年目を迎えた義務教育学校の教育活動に効果が見られ始めた。	現在、施設一体型小中一貫校の美郷南学園の義務教育学校化については、令和4年度から再度協議が始まり、令和5年度のPTA総会において令和6年度の開校を目指すことが議決された。	先行する義務教育学校2校の検証を行い、情報を提供していく。
		学校ICT教育関連事業の充実に努める。	学校に配置しているタブレットや各種パソコンの保守に努める。また、GIGAスクールサポーターを配置し、ICT関連事業を充実させる。	計画的な公務用パソコンの更新と維持保守業務を行う。	計画通り事業を実施し、各種学校用パソコン(児童・生徒用タブレットを含む)保守委託(9,799,400円)、GIGAスクールサポーター配置支援事業(750,000円)を実施した。	A ----- (評価の理由) 遅滞なく学習環境を整備することができた。	児童生徒用のタブレットの更新や、校務用パソコン保守委託料、学習情報ネットワーク構築事業委託料等、財政負担が大きなものとなっている。	機器の導入等については、年次計画により財政負担を均一化する対応をとる。
		学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の充実を図る。	保護者や地域住民の方に対する説明を行うとともに、学校運営協議会制(コミュニティ・スクール)の情報発信に努める。	各学校において、教育委員会主導で年2回、その他にも保護者や地区住民で組織する学校運営協議会を開催し浸透を図る。	各校の特色に応じた地域とともにある学校づくりに向け学校運営協議会を開催した。西郷(令和5年4月20日・令和6年3月5日)、美郷北(令和5年5月16日・令和6年3月7日)、美郷南(令和5年5月9日・令和6年2月29日)	B ----- (評価の理由) さらなる学校運営協議会委員の活躍による浸透が期待される。また、活動の情報発信に努める必要がある。	「地方創生事業(地区別特定戦略[ちくせん])」との連携と学校運営協議会委員の更なる意識の高揚と委員伊賀への活動報告が課題とされる。	学校運営協議会委員の役割の周知(再確認)と活動の報告(ホームページ等)を行う。
2	特別支援教育の充実	支援を必要とする園児・児童・生徒が増加傾向にあることから、特別支援教育の充実を図る必要がある。	個に応じ、継続した指導の実践を目指し、支援体制の充実を図る。	学校・保護者・関係機関との連携による支援体制の充実を図るとともに、町単独の通級指導教室を実施し児童・生徒の個に応じた指導を実践する。また、チーフCo.やエリアCo.等とともに訪問相談を行い学校の組織的対応に係る助言と関係者による研修会を開催する。	本年度も県・町による連携した通級指導が実施され、一人一人に寄り添った指導が行われた。また、教育支援委員会を7/27,11/9,2/15に開催し情報共有を図った。訪問相談は美郷北6/10、西郷6/19、美郷南6/24に開催した。研修会を年3回、7/26(全職員)、8/24(コーディネーター)、11/28(希望者)に開催し、実践的な指導力の向上が図られた。	A ----- (評価の理由) 園児・児童・生徒の実態に即した指導を行うことができた。	保育園、幼稚園との連携をさらに深め、継続的な教育支援体制の充実が必要である。また、通常の学級における支援が必要な児童生徒に対しても継続的な支援体制が必要である。	通常の学級担任や管理職も含めた全職員の特別支援教育に対する知見を高める。

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
3	学校部活動の充実	部活動の地域連携・地域移行へ向けた検討・取り組みが必要とされている。	県の補助事業(補修等のための指導員等派遣事業)を活用し、各学校の要望する部活動指導員を積極的に配置する。	専門性の高い地域の部活動指導員を配置することにより、生徒のニーズに沿った部活動の設置と技術力の向上を目指す。合わせて教職員の働き方改革に資することを目的とする。	指導力を有する部活動指導員により、技術力の向上と教職員の働き方改革に資することができた。(西郷に陸上、美郷南に野球、美郷北にバレーボールとソフトテニスの部活動指導員を配置した。)	A ----- (評価の理由) 生徒の意欲的な取り組みと技術力の向上、教職員の働き方改革に効果が見られ始めた。	部活動指導員の増員を図り、部活動の地域連携・地域移行を推進する。	人材の育成、確保に努めていく。
4	就学前教育の充実	令和3年度より町立幼稚園が年中・年長の2年間に統一されそれぞれ義務教育学校・小中一貫校の同一敷地内に設置された幼稚園となっている。	幼保小連携教育の内容を踏まえ、令和6年度の義務教育学校への移行が円滑に行えるよう努める。	園児と小中学生の合同での行事を実施し、指導力の向上を図る。また、教職員の働き方改革にもつなげる。	時間短縮等を行いながら幼小中合同の運動会と、3園の交流会を7回実施、また、幼稚園主任会を11回、職員合同研修会を1回実施するなど教諭の指導力向上が図られている。	A ----- (評価の理由) 研修会は実践の報告や各種意見交換を開催するなど、充実した内容であった。	年少まで保育することの多い保育所と年中からの2年間を受け入れる幼稚園の連携が課題とされる。	幼保小の連携・接続の推進を目的とした会議や研修会を実施する。
5	給食の充実	令和2年度に学校給食完全無償化事業を開始した。今後とも継続しながら地産地消に取り組む。	米や豆腐、肉(牛・豚・地鶏)、野菜などの地産地消に努める。また、各種災害時用学校給食用非常食を配備をする。	県産食材や美郷町産の食材、加工品等の調達を継続する。また、各校給食3食分の非常食を確保する。	町内産の米や豆腐、肉(牛・豚・地鶏)、ズッキーニ、南高梅、きんかん、ミニトマト、なば手羽餃子、ゆずドレッシングの提供を行い好評を得た。非常食については、救給カレー、救給野菜の煮物、救給根菜汁、カンパンを配備した。	A ----- (評価の理由) 県・町産食材を提供でき、子どもたちの食への関心を高めることができた。	美郷町産の食材を積極的に提供した食育の充実と、災害時に備え給食用非常食の整備が必要とされる。	今後も、町産食材を調達し食育の充実に努める。また、給食用非常食の確保に努める。
6	学校支援訪問	町内学校の支援訪問を基本年1回行っている。	町立学校の教育活動の充実を図るため、町教委と北部教育事務所が連携し、教育委員や指導主事等を学校に支援派遣を行い、教育機能の充実を図る。	北部教育事務所の協力を得ながら、美郷北・西郷・南郷中学校・南郷小学校の学校支援訪問を実施し、指導力の向上と学校の課題解決を目指す。	支援訪問を実施し、授業における改善点や取り組みについて確認することができ指導力向上につながった。 【支援訪問日】 ・美郷北(9月20日) ・南学園(10月18日) ・西郷(11月15日)	A ----- (評価の理由) 教職員一人一人が授業や学級経営を振り返るとともに、今後の授業改善に向けての課題や取り組みを明らかにできた。	幼保の遊びから小の学びへのスムーズな連携・接続を図るとともに、少人数学級を生かした個別最適な学びの在り方が課題とされる。	幼児教育スーパーバイザーや北部教育事務所による訪問を設定する。また、授業研究会等を通して個別最適な学びの研究を推進する。

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
7	教育支援センター設置事業	子どもを取り巻く環境は常に変化しており、それに早急・的確に対応する必要がある。	町単独の事業により、教育支援センターにスクールカウンセラーを配置する。	公認心理師(町内居住)をスクールカウンセラーとし、諸課題のある児童・生徒のカウンセリングを行った。校内での情報共有と家庭との連携強化に努めた。さらに、命を守る取り組みとして、町健康福祉課(保健師)や要保護児童等対策協議会との連携を図った。	各学校の定期巡回数(5月～3月)が合計29回であった。その中で、児童・生徒のカウンセリングが16件、保護者との面談が14件あった。一部登校しぶりの状況も見られたが、学校とスクールカウンセラーが連携し対応したことで、改善が図られるなど未然防止の効果が表れている。また、必要に応じケース会議を開催し各組織と連携した対応をとることができた。	A ----- (評価の理由) 各課題に組織的に対応することができた。	多様化する諸課題に対し、関係機関等との連携を強化し組織的に対応することが必要である。	定期的な連絡会議(ケース会議等)により、各種課題等の情報の共有を行う。
8	高校生の就学支援	町内に高校が無いため遠方の高校に進学する生徒の負担を軽減する必要がある。	申請された高校生に対し就学支援補助金の交付を行う。	年度当初に募集を行い、申請があった高校生に対し滞りなく就学支援補助金の交付を行う。	令和5年度は延67名に総額6,640,000円を補助した。 1人に付き 月10,000円 (4月8月を除く)	B ----- (評価の理由) 滞りなく就学支援補助金を交付することができたが、今後本事業の再構築が急がれる。	就学に係る費用が増大しており、支援補助金の再検討が必要である。	高校生スクールバス事業の費用対効果と関連した見直しを図る。
		日向・門川への通学生の交通手段を確保する。	高校生スクールバスを安全に運行する。	往路、早バス・遅バス、復路、早バス・遅バスの4便を運行する。	11名/日の利用があり、1,410,650円の利用料金収入があった。一方でバスの老朽化が進んでおり年間の維持費も膨らんでいる。	B ----- (評価の理由) 過年度分に寄付金の未納がある。運行に関しては安全に留意した。	スクールバス路線外の南郷地区、北郷地区に不公平感がある。また、費用対効果の検証が必要である。	スクールバスの廃止も含めた検討を急ぐ。
9	育英奨学金貸与事業	高校や大学等の就学生に対し補助を行う。	新規に奨学生を募集すると共に既存の奨学生に対して奨学金を貸与する。	新規の奨学生を募集し育英審議会において審査し貸与を行う。	令和5年度新規奨学生15名、既存奨学生26名に総額16,800,000円の貸与を行った。 高校生 月20,000円 大学生 月50,000円	A ----- (評価の理由) 滞りなく貸与を実施することができた。	育英奨学金における返還未納者への対策が必要である。	債権代行契約による回収等の取り組みの強化に努める。

(3) 家庭教育の振興

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	家庭教育の充実(家庭教育推進大会の開催)	各学校単位における家庭教育学級を実施している。	幼小中発達段階に応じた家庭教育学級を開設する。	各幼稚園・学校の特色を生かし、学級委員長と学級主事(教頭)を中心に魅力ある事業計画を作成し参加者の増員を図る。	開催回数が7回~10回(R4.3~4回)とコロナ禍以前に戻りつつある。	A (評価の理由) 家庭教育学級のさらなる充実を期待したい。	参観日での開催や視察研修の実施など工夫改善がみられたが参加者の偏りがある。	北部教育事務所による家庭教委サポートプログラムの導入を推進する。
		家庭教育学級生同士の課題の共有と交流の場とする、町教育委員会主催の家庭教育推進大会の充実が必要である。	家庭教育は、「生きる力」「心の教育」の基盤を確立するため、全ての教育の出発点であることの認識を深めるとともに、家庭が本来果たすべき役割を見据え、家庭教育力の向上を目指し事業を実施する。	保護者、教諭等の学習機会の場である家庭教育推進大会を開催する。	西郷義務教育学校の5,6年生の授業「タッチセラピー(年2時限)」(峯久美子氏)の様子を紹介する形で、ビデオによるオンデマンド配信を行った。「タッチセラピー」は、肌と肌との触れ合いであり、家族間でも有効である。	B (評価の理由) 学校との更なる連携が必要である。	保護者の交流も目的であることから、集合型での開催を検討する必要がある。	家庭教育の重要性を鑑み、充実した家庭教育推進大会の実施に努める。
2	成人証書授与式	令和4年4月改正民法施行に伴う成人年齢引き下げに対応した成人証書授与式を継続して開催する。	8月15日(火)に令和5年度で18歳成人となる対象者に対して成人証書授与式を開催する。	旧南郷村・西郷村・北郷村時代の伝統を引き継ぎ、成人としての自覚と責任を促す成人証書授与式とする。	整然とした中で式典が進められ、参加者からは成人としての意識が芽生えたとの感想が聞かれた。また、保護者からは町主催による祝儀に感謝する様子が見られた。式典後には町内で活躍する地域の先輩とのグループ討議を行い、将来への希望を抱いていた。	A (評価の理由) これまでの伝統を守り、成人者通し番号による成人証書を授与した。	改正民法の施行に伴う、成人証書授与式の在り方(成人式の意義等)について、町の姿勢を浸透させる必要がある。	成人者やその保護者とも意見を交わし、本来の成人式の在り方・意義等について周知を図っていく。
3	青少年派遣交流事業の充実(豊見城市子ども会育成連絡協議会・日韓親善林川中学校交流事業)	学童疎開を縁とする沖縄県豊見城市子ども会育成連絡協議会との交流事業が、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、往来による交流は中止されている。	平和学習及び交流を目的とし、美郷北義務教育学校、西郷義務教育学校の6年生とジュニアリーダー(7・8年生)を豊見城市へ派遣する。	平和学習等の事前研修活動及び、姉妹都市盟約の理解と豊見城市の方々との交流を行う。	本町からの派遣31名(引率6名含む)、豊見城市からの訪問30名(引率6名含む)により、訪問時は豊見城市を中心に夕食交流会やエイサー交流会、うーじ染めを体験した。受入れ時は鼎ドーム見学や川遊び、歓迎交流会でエイサーの披露を行った。	B (評価の理由) 台風の襲来により期間が大幅に伸びたが、所期の目的は達成された。	事前学習の充実が課題とされる。	費用対効果の検証と修学旅行との融合化(保護者の負担軽減)について研究する。
		大韓民国林川中学校と美郷南学園が姉妹校盟約を縁として交流事業を実施している。令和6年度で30周年となるが、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の影響により、往来による交流は中止されている。	代替として九州地内の韓国ゆかりの地へ、美郷南学園の7・9年生を派遣し歴史や文化について見聞を広げる	大韓民国の歴史や文化について事前研修活動を行う。また、韓国総領事館に韓国と日本の相互親善について質問事項をまとめる。	美郷南学園7・9年生21名、引率者6名を佐賀・福岡県に派遣し、名護屋城博物館、福岡市博物館、九州国立博物館で歴史や文化について学習した。また福岡大韓民国総領事館を表彰訪問し、日韓親善について学んだ。	B (評価の理由) 往来による交流は実施できなかったが、オンラインによる草の根の交流は継続できている。	事業の趣旨を再確認し、持続可能な交流事業とする必要がある。	往来による交流再開を目指し、事前事後のWeb交流等を継続し、事業のさらなる発展を期す。また、修学旅行との融合化について検討を行う。

(4) 社会教育の振興、生涯学習の充実

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	生涯学習の充実	個人の学びに変容がみられる。新しい生きがい教室の構築が課題である。	町民がいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生きがい教室を開催する。	生涯学習人材バンクの活用を図り、新たな生きがい教室の開催を計画する。	65回の生きがい教室を開催し、昨年と同数の延べ374人が参加した。 【主な講座】 ・エコガーデニング教室 ・韓国語講座(初級・中級編) ・革細工講座 ・カメラ講座 ・メンタルヘルス講座 ・水墨画教室 ・童謡教室	B ----- (評価の理由) 男性の参加数が伸びていない。魅力ある講座の開設が必要とされる。	実益につながるなど、新たな生きがい教室の構築が求められている。	生涯学習人材バンクの更新を行い周知に努める。また、オンラインによる講座の検討を行う。
2	公民館活動支援	地域コミュニティの核である公民館の活動を支援する必要がある。(公民館運営補助金)	各公民館の活動を支援するため、均等割りど世帯数割りによる補助金を交付する。	均等割り85,000円、世帯数割り2,300円(旧地域づくり活動支援金1,300円を含む)を交付する。	町内29自治公民館に合計7,182,300円を交付した。	A ----- (評価の理由) 早期の補助金交付に努めた。	公民館の維持管理費(電気代等)が増大している。	継続的な支援を行う。
		各公民館から要望のある施設の維持補修の対応が必要である。(公民館・集会施設維持補修事業)	地域コミュニティの核たる施設である公民館の維持補修について、補助交付要綱に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。	各公民館よりの補助の申請に対し改修費用については、2/3、備品購入費用については、1/3を補助する。	細宇納間公民館に対し、公民館・集会所維持補修補助金として、雨戸取付改修工事補助金377,000円を交付するなど、町内8公民館に合計で1,755,000円を交付した。	A ----- (評価の理由) 要望のあった維持補修について補助金を交付することができた。	今後も老朽化等により維持補修の要望が増加すると考えられる。	要望に対し、緊急性等も考慮しながら計画的に対応していく。
3	図書館の充実	読書環境の充実に努めなければならない。	生涯学習の拠点として図書館を位置づけ、各種の読書活動推進事業を展開する。また、成果をあげている、届ける図書館「美さ本」のさらなる充実を図る。	美郷町読書活動推進事業「美郷町本活事業【美さ本】」を実施し、図書館利用が困難な方々へ、図書館職員が出向き本の貸し出しを継続し、読書活動の推進に努める。	美郷町読書活動推進事業 総利用者数842名(前年比336名増) 貸出冊数1,510冊(前年比582冊増)	A ----- (評価の理由) 「美さ本」とともに、図書館の利用者が増加した。令和5年度の利用者数9,263名(令和4年度から491名増)	大活字本の充実が課題となっている。	大量貸し出しの利用やマイラインの活用を図る。

(5) 健康の増進と生涯スポーツの振興

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	健康の増進と生涯スポーツの振興(各種スポーツ大会・スポーツ少年団活動)	スポーツに親しむ機会の創出	各種スポーツ団体と連携しスポーツ大会を開催する。あわせて町民の健康づくりに寄与する。	美郷町スポーツデー(10月最終日曜日)を中心に各種スポーツ団体や各地区におけるスポーツイベントの開催を促進する。	スポーツ推進員を中心に体カテスト等のイベントを開催した。また、各地区においても各種のスポーツイベントが開催された。	B (評価の理由) 全町的な取り組みへの発展が期待される。	スポーツ関係団体の継続的な支援が必要である。	町スポーツ協会の育成を図る。
			市町村対抗駅伝競走大会への参加とロードレースin百済の里の開催	1月8日(月・成人の日)に4年ぶりに第14回市町村駅伝競走大会に出場した。9月7日に選手選考会議、11月26日に結団式を行った。第26回ロードレースin百済の里は10月12日に実行委員会を開催し、2月25日に大会を開催した。	市町村対抗駅伝競走大会は5位に入賞することができた。ロードレースin百済の里については、通常開催とすることができ、350名のエントリーがあった。	A (評価の理由) 両大会とも十分な成果を収めることができた。	市町村駅伝大会については、今後選手選考が課題となる。	大会参加、開催に関する継続的な支援を行う。
		各種スポーツ団体の育成	スポーツ少年団の活動を支援する。	日向市・東臼杵郡スポーツ少年団ブロック大会の開催。 【本町のスポーツ少年団(4団体、56名)】 ・バレーボール(1団体、9名) ・軟式野球(1団体、19名) ・ソフトテニス(1団体、9名) ・サッカー(1団体、19名)	日向市・東臼杵郡スポーツ少年団ブロック大会の軟式野球とバレーボールの大会を本町において開催した。	A (評価の理由) 充実した大会が開催された。	スポーツ少年団員の減少が続いている。	スポーツ少年団の継続的な支援を行う。
2	体育施設の充実と利用の促進	体育施設の整備充実と活用促進を図る。	計画的な体育施設の整備の充実と活用を推進する。	計画的に施設の整備を実施する。また、老朽化した施設は解体する。	体育館施設のAEDを更新し、同時に屋外化(1,712,700円)した。また、西郷農村環境改善センターの誘導灯整備(1,760,000円)、西郷義務教育学校テニスコートの照明施設を老朽化のため撤去(2,475,000円)した。	A (評価の理由) 計画通り整備された。	公共施設維持管理計画による施設の維持管理が課題となっている。	公共施設維持管理計画を更新し、計画的な維持管理に努める。

(6)文化の高揚

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	文化財の指定・保護	県内でもトップクラスとなる、町内90件の国・県・市町村指定文化財についてその魅力の発信し文化財保護意識の高揚を図る必要がある。	町民の文化財保護意識の高揚を図る。	町指定天然記念物の保全と管理を行う。	樹木匠の指導を受け、町指定天然記念物(北郷地区カンフ、ヒイラギ・西郷地区イチヨウ)の保全事業を実施し、その保存に努めた。	A (評価の理由) 文化財保護の啓蒙が図られた。	国・県・町指定の文化財90件の適正な保護(保存)・継承・活用が求められる。	「美郷町の文化財」の更新を検討する。
2	文化・芸術事業の推進	地域に残る貴重な伝統・郷土芸能の保存や継承が課題となっている。	町内の伝統・郷土芸能保存団体の育成に努める。	伝統芸能保存事業を充実させ、活動を支援する補助金を交付した。	文化財保存調査委員会より諮問を受け、教育委員会で認定した団体に対し補助金交付申請の奨励を行い、25団体に活動支援補助金(上限80千円)を交付した。総額1,594,000円	A (評価の理由) 郷土に残る貴重な伝統文化の保存・継承に資する。	継続した支援が必要である。	新たな団体の掘り起こしを行う。
		文化芸能を保存・継承するため映像による記録が必要とされる。	郷土芸能の映像保存を行う。	4Kによる映像記録を行い、郷土芸能の保存・継承に資する。	渡川地区の盆踊りを4K映像により記録した。	A (評価の理由) 映像として記録された。	今後も郷土芸能団体の保存に対応する必要がある。	年次計画的に記録・保存を進める。
		郷土の歌人「小野葉桜」の顕彰活動を継続する。	葉桜短歌賞の募集を実施し、葉桜まつり・葉桜短歌賞表彰式を行う。	葉桜短歌賞の募集を5月から8月にかけて広く行い、表彰式等を開催する。	葉桜短歌賞の募集については、応募者数1,131名・1,0513首(前年1,750名・2,089首)の応募があった。11月3日に表彰式と第35回を記念した「葉桜コンサート」、選者である伊藤一彦氏による記念講演を行った。	A (評価の理由) 町内外からの多くの応募があった。	顕彰活動を粛々と継続していく。	新たな顕彰活動を検討を行う。
		町内における、芸術文化に触れる機会に恵まれていない現状がある。	芸術文化振興事業とする写真展「美郷町の風景」を実施する。	写真家 黒木一明氏による写真展を開催し、文化意識の高揚を図る。	令和6年2月6日(火)～2月18日(日)、令和6年3月12日(火)～3月24日(日)に町内の3図書館において、写真展「美郷町の風景」の巡回展を開催した。	A (評価の理由) 町民が本物の芸術文化作品に触れることができた。今後さらなる充実を期す。	町外への発信が期待される。	今後も文化振興事業の展開について検討する。

4. 総合評価

教育委員会の「自己点検及び評価」は、教育委員会の活動や管理・執行の内容について再確認し、その進捗状況を振り返る良い機会となっている。

教育委員会の活動については、定例会において美郷町教育基本方針に沿い熱心に議案の討議がなされ、教育行政に生かすことができた。また、令和6年4月に美郷南学園が義務教育学校へ学校種を変更するに当たり、町立学校設置条例及び町立小中義務教育学校通学区域に関する規則の一部改正を滞りなく制定することができた。点検結果としては、達成していると判断した。

学校教育の充実については、県が掲げる「ひなたの学び」を具現化する授業展開を通して、学びに向かう力の育成が図られている。また、義務教育学校と小中一貫校の強みを生かし、ブロック制や異年齢集団を形成した活動の展開により、集団の形成に積極的に関わるリーダー性が育まれている。ICT教育に関しては、校務用パソコンと一部児童・生徒のタブレットの更新をスムーズに行うことができた。今後も計画的な更新に努め、ICT教育環境の充実を図りたい。特別支援教育については、町単独の通級指導2名〔スマイル(ことば)・チャレンジ(学習・生活)〕と県派遣による通級指導が連携し指導にあたることで一人一人の困難さに応じた切れ目のない支援につながっている。さらに本年度において、長期間の欠席や心身の不安や不調を訴えるなど心因的に不安定な児童生徒に対応することを目的に、「美郷町教育支援センター」を設置し、町独自のスクールカウンセラーによる各学校の定期巡回を開始した。これにより、いじめや不登校などの諸課題の未然防止とともに、学校だけでは解決困難な事案への迅速な対応が可能となった。就学支援に関しては、幼保小連携による教育支援委員会の開催、幼小中学校の学校給食無償提供事業、高校生就学支援補助金の交付、育英奨学金貸与事業などを実施している。今後も継続して就学支援を充実させていきたい。学校教育に関する目標に関しては、総合的に達成できたものと評価している。

生涯学習・社会教育においては、家庭教育の充実を目指し、各幼稚園・学校において特色ある活動が展開された。回数においてもコロナ禍以前に戻りつつあり、参観日での開催や視察研修の実施など、参加しやすい開催と内容の工夫がなされた。また、家庭教育推進大会も授業と関連付けて開催するなど改善を行った。青少年派遣交流事業は、沖縄県豊見城市子ども会育成連絡協議会との往来による交流を4年ぶりに行った。平和・文化学習と豊見城市との絆が深められ、事業の目的を達成することができた。今後、この事業のさらなる発展を目指し、修学旅行との融合化を研究する。生涯学習の拠点施設とする町立図書館においては、読書活動推進事業「みさ本」により、利用者数が前年比336名増の842名、貸出冊数も1,510冊と大きく伸びたことは評価できる。文化・スポーツ面においては、郷土の歌人小野葉桜を顕彰する「葉桜短歌賞」による地域の文化の振興、4年ぶり出場の市町村対抗駅伝競走大会では5位に入賞するなどの成果をあげている。総合的に、社会教育・生涯学習の推進に関する目標に対し、ある程度達成したものと評価している。

5. 知見の活用

教育委員会の活動については、法令に基づき、概ね適切に事務執行されている。

開校3年目となった義務教育学校2校が順調に教育活動を展開しており「効果が見られ始め」ているとのことであるが、昨年度と同じ評価である。その「効果」を具体的に示されると、令和6年度開校の美郷南学園も含めた「美郷町の義務教育(学校)」の特徴や魅力が町内外により一層伝わり、教職員・児童生徒にとって自信になるであろう。また、就学前教育や給食の充実、部活動指導員の増員など、義務教育修了までの教育をさまざまな面から支えておられることも、美郷町の教育の魅力であり、強みでもある。これらのお取組は、美郷町の教育目標に掲げられている、「自分に自信と誇りがもてる、心豊かな人材の育成」に寄与するものであると考える。学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の充実も併せて、美郷町の学校教育の充実を期待したい。

一方、高校生への就学支援に対して、2項目すべてがB評価であった。育英奨学金貸与事業ともに、後期中等教育段階以降の教育機関がない美郷町の子どもたちにとって頼りになる事業であるが、課題も山積しているのだと推察される。決して少なくない額の補助事業であるため、子どもたちの学修意欲の喚起に繋がるよう、改善が望まれる。

家庭教育や社会教育に関する項目ではB評価が多かったが、その根拠(理由)がやや不明確である。その要因を的確に把握し、適切な改善を図ることが望まれる。「教育」は学校の専売特許ではない。健康増進・生涯スポーツの振興、文化の高揚(文化事業の推進等)も含め、生涯にわたり、学び続けていくことのできる環境整備を期待する。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行したことにより、種々の活動がコロナ禍以前の体制に戻りつつある。今後も町民の健康や安全に注意を払いながら、教育委員会による適正な事務の管理及び執行を通じ、美郷町の教育がより一層充実・発展するよう期待する。

令和 6年 11月 6日

外部評価者氏名

遠藤 宏美



工事請負契約の変更について

令和5年6月8日議案第41号をもって議決を得た、令和5年度4年災(台風14号4号箇所)奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月6日提出

美郷町長 田中 秀俊

記

1. 契約の目的
令和5年度4年災(台風14号4号箇所)
奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事
2. 契約変更の理由
設計変更のため
3. 契約変更の内容
現在の契約金額 57,970,000 円
今回の変更金額 29,921,807 円
変更後の契約金額 87,891,807 円
4. 契約の相手方
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋口 一彦

提案理由

令和5年度4年災(台風14号4号箇所)奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事について、契約金額を変更する必要が生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出する。



工事請負変更仮契約書

- 1 工 事 名 令和5年度 4年災(台風14号 4号箇所)
奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事
- 2 工 事 場 所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内
- 3 工 期 自 令和 5 年 6 月 8 日
至 令和 6 年 12 月 20 日

4 請 負 代 金

増額 減額	十 億	千	百	十 万	千	百	十	円	
	¥	2	9	9	2	1	8	0	7

うち取引に
係る消費税額

億	十 万	千	百	十	円			
	¥	2	7	2	0	1	6	4

5 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法 別紙のとおり
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

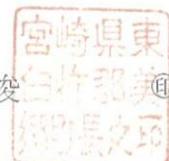
特記事項 この契約書は、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法(昭和22年法律67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和 5 年 6 月 8 日契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、上記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 11 月 18 日

発注者 美郷町長 田中 秀俊

請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
商号又は名称 株式会社 橋口組
代表者氏名 代表取締役 橋口 一彦



議決書

議案第 41 号

工事請負契約の締結について

令和 5 年 5 月 22 日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年美郷町条例第 54 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度 4 年災(台風 14 号 4 号箇所)
奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 57,970,000 円
(うち取引に係る消費税額 5,270,000 円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代 377 番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋口 究

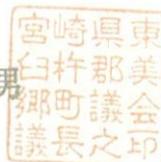
提案理由

令和 5 年度 4 年災(台風 14 号 4 号箇所)奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。

この写は原本と相違ない事を証明する

令和 5 年 6 月 8 日

美郷町議会議長 山本文男



令和 5 年 6 月 8 日原案可決

美郷町議会議長 山本文男





様式第1号(約款第1条関係)

工事請負仮契約書



1. 工事名 令和5年度 4年災(台風14号 4号箇所)
奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事

2. 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3. 工期 自 令和 5 年 6 月 8 日
至 令和 6 年 3 月 29 日

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	5	7	9	7	0	0	0	0	0

うち取引に 係る消費税額	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	5	2	7	0	0	0	0	0	0

5. 契約保証金

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	5	7	9	7	0	0	0	0	0

6. 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等の要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と 請負者 株式会社 橋口組 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

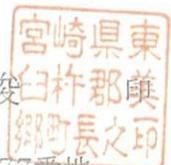
この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

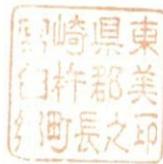
本契約日 令和 5 年 6 月 8 日(議案第 41 号 議決)

令和 5 年 5 月 22 日

発注者 美郷町長 田中秀俊

請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
商号又は名称 株式会社 橋口組
代表者氏名 代表取締役 橋口 究





4字抹消
4字挿入



様式第10号(約款第24条関係)

工期変更協議書

工 事 名	令和5年度 4年災(台風14号 4号箇所) 奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事
工 事 場 所	東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内
工 期	自 平成 令和 5 年 6 月 8 日 至 平成 令和 6 年 3 月 29 日
変 更 の 理 由	工事箇所が地域的に集中したことにより、労務者の手配調整に不測の日数を要したため。

上記工事の工期終期を令和 6 年 9 月 30 日までに変更したいので協議します。

令和 6 年 3 月 25 日

(請負者)

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋口 一彦



(発注者)

美郷町長 田中秀俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

令和 6 年 3 月 25 日

(発注者)

美郷町長 田中秀俊 殿



(請負者)

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代377番地
株式会社 橋口組
代表取締役 橋口 一彦 殿



様式第10号(約款第24条関係)

工期変更協議書

工 事 名	令和5年度 4年災(台風14号 4号箇所) 奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事
工 事 場 所	東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内
工 期	自 令和 5 年 6 月 8 日 至 令和 6 年 9 月 30 日
変 更 の 理 由	・工種の変更に伴い 不測の日数を要したため。

上記工事の工期終期を令和 6 年 12 月 20 日までに変更したいので協議します。

令和 6 年 9 月 20 日

東臼杵郡美郷町西郷田代377番地

株式会社 橋口組

代表取締役 橋口一彦

美郷町長 田中秀俊 殿



上記の工期の変更については承知しました。

令和 6 年 9 月 20 日

美郷町長 田中秀俊



東臼杵郡美郷町西郷田代377番地

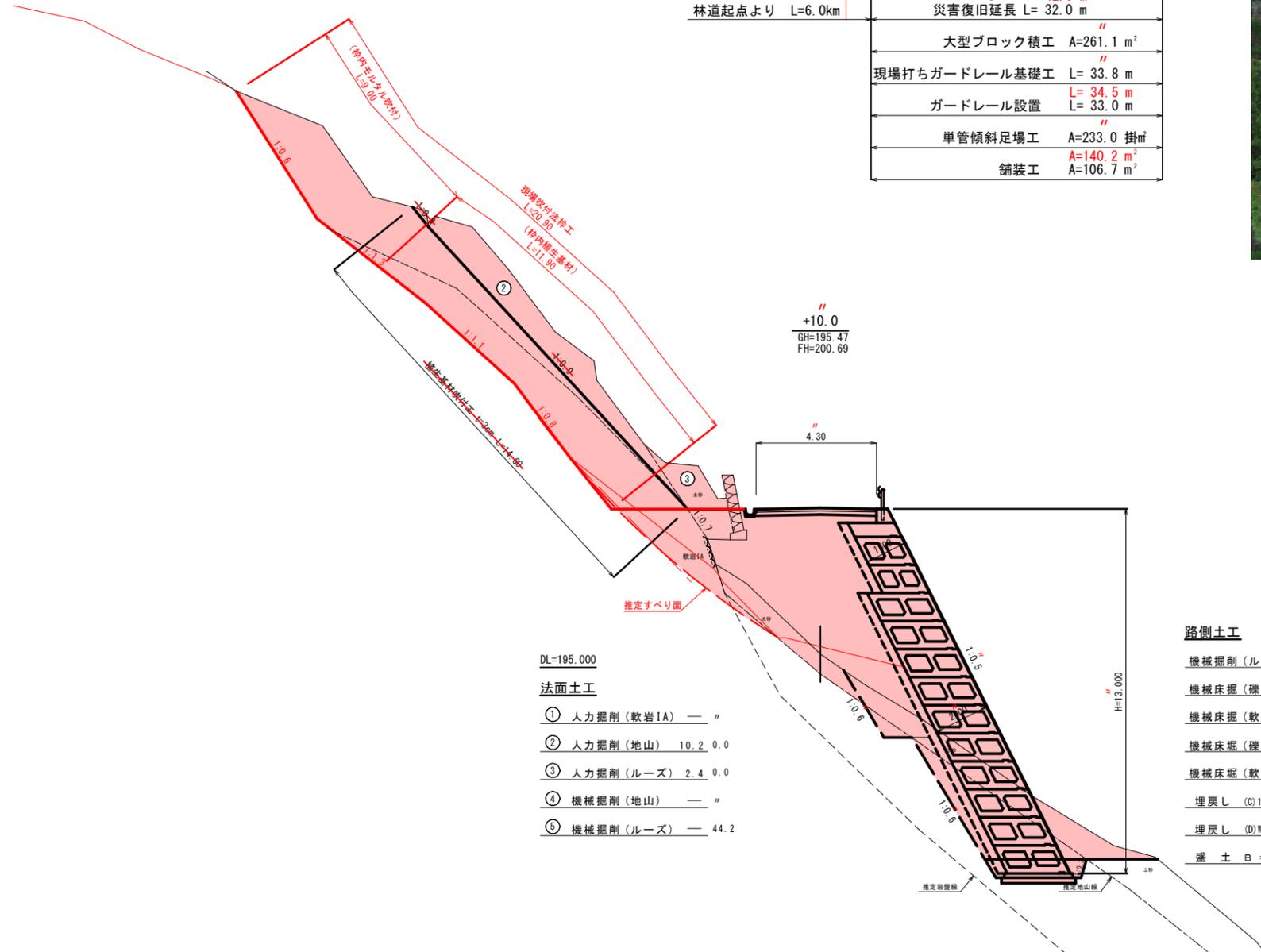
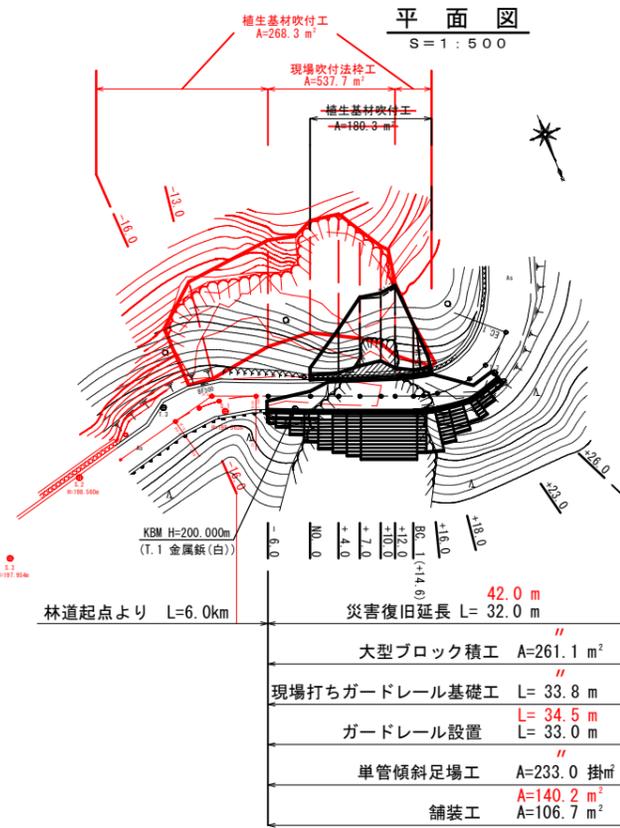
株式会社 橋口組

代表取締役 橋口一彦 殿

令和5年度 4年災 (台風14号 4号箇所)
 奥地林道 鳥の巣線 災害復旧工事

工事概要

復旧延長	当初 L=32m	変更 L=42m
幅員	W=3.6m	〃
大型ブロック積工	A=261.1m ²	〃
アスファルト舗装工	A=106.7m ²	A=140.2m ²
植生基材吹付工	A=180.3m ²	A=268.3m ²
現場吹付法砕工 (枠内モルタル)		A=355.7m ²
現場吹付法砕工 (枠内植生基材)		A=182.0m ²
ガードレール	L=33.0m	L=34.5m
排水施設工	N=1式	〃
構造物取壊工	N=1式	〃



議案第79号

美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運用を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務

に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年美郷町条例第37号。以下「勤務時間等条例」という。）第15条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000

5	634,000
6	740,000
7	864,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要性に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、町長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 第3条及び第4条の規定により任期を定めて採用された職員及び短時間勤務職員の給与は、他の職員の給与との均衡を考慮して町長が別に定める。

(美郷町一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)

第8条 一般職の職員の給与に関する条例（平成18年美郷町条例第50号。以下この条において「給与条例」という。）第3条、第4条、第8条から第13条まで、第16条から第18条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び美郷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 年美郷町条例第 号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第25条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の87.5」とする。

3 給与条例第4条第4項から第8項まで、第11条から第13条までの規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月6日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を制定するため、この条例案を提案する。

議案第80号

令和6年度美郷町一般会計補正予算(第7号)

令和6年度美郷町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ450,470千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,973,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年12月6日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		41,584	5,019	46,603
	1 分 担 金	3,899	4,239	8,138
	2 負 担 金	37,685	780	38,465
15 国庫支出金		1,308,794	199,386	1,508,180
	1 国庫負担金	1,000,591	197,686	1,198,277
	2 国庫補助金	307,271	1,700	308,971
16 県支出金		1,384,866	7,097	1,391,963
	1 県負担金	125,239	2,022	127,261
	2 県補助金	1,240,655	5,534	1,246,189
	3 委 託 金	18,972	△459	18,513
18 寄 附 金		642,871	690	643,561
	1 寄 附 金	642,871	690	643,561
19 繰 入 金		1,138,411	69,478	1,207,889
	2 基金繰入金	1,138,109	69,478	1,207,587
21 諸 収 入		88,943	79,900	168,843
	5 雑 入	54,236	79,900	134,136
22 町 債		1,163,933	88,900	1,252,833
	1 町 債	1,163,933	88,900	1,252,833
歳 入 合 計		11,522,869	450,470	11,973,339

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		67,849	324	68,173
	1 議会費	67,849	324	68,173
2 総務費		1,806,170	3,490	1,809,660
	1 総務管理費	1,664,059	△1,199	1,662,860
	2 徴税費	96,420	3,981	100,401
	3 戸籍住民登録費	29,224	708	29,932
3 民生費		1,089,704	4,933	1,094,637
	1 社会福祉費	769,849	4,733	774,582
	2 児童福祉費	318,981	200	319,181
4 衛生費		360,678	2,655	363,333
	1 保健衛生費	169,538	2,650	172,188
	2 清掃費	191,140	5	191,145
5 農林水産業費		970,379	△1,254	969,125
	1 農業費	452,374	△36,794	415,580
	2 林業費	516,543	35,540	552,083
6 商工費		304,242	△101	304,141
	1 商工費	52,184	147	52,331
	2 観光費	205,459	767	206,226
	3 鉱害処理費	46,599	△1,015	45,584
7 土木費		585,342	55,374	640,716
	1 土木管理費	100,970	4,264	105,234
	2 道路橋梁費	340,375	3,000	343,375
	3 住宅費	84,789	47,510	132,299
	4 河川費	59,208	600	59,808
8 消防費		511,814	1,295	513,109
	1 消防費	511,814	1,295	513,109
9 教育費		548,513	20,767	569,280
	1 教育総務費	202,756	8,150	210,906
	4 義務教育学校費	56,928	793	57,721
	5 幼稚園費	65,798	2,831	68,629
	6 社会教育費	222,951	8,993	231,944
10 災害復旧費		2,713,535	350,520	3,064,055
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,605,382	63,500	1,668,882
	2 公共土木施設災害復旧費	1,108,153	287,020	1,395,173
12 諸支出金		1,611,643	12,467	1,624,110
	1 特別会計繰出金	484,078	8,914	492,992
	3 公営企業費	425,217	3,553	428,770
歳 出	合 計	11,522,869	450,470	11,973,339

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共事業等債	17,400	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政治資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。	17,400	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政治資金及び地方公 共団体金融機構資金 について、利率の見 直しを行った後にお いては、利率見直し 後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合 により繰上償還又は低利 に借換えすることができ る。
災害復旧事業債	429,560				524,160			
臨時財政対策債	8,773				8,773			
過疎対策事業債	195,800				195,800			
辺地対策事業債	23,600				17,900			
合併特例事業債	223,200				223,200			
緊急防災・減災事業債	242,100				242,100			
緊急自然災害 防止対策事業債	23,500				23,500			
合 計	1,163,933							

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 議会費	67,849	324	68,173					324
2 総務費	1,806,170	3,490	1,809,660	1,177			33,000	△30,687
3 民生費	1,089,704	4,933	1,094,637	153				4,780
4 衛生費	360,678	2,655	363,333	212				2,443
5 農林水産業費	970,379	△1,254	969,125		3,750		△2,311	△2,693
6 商工費	304,242	△101	304,141		△459			358
7 土木費	585,342	55,374	640,716	370	84	△5,700	47,680	12,940
8 消防費	511,814	1,295	513,109					1,295
9 教育費	548,513	20,767	569,280				690	20,077
10 災害復旧費	2,713,535	350,520	3,064,055	193,430	1,700	94,600	1,940	58,850
12 諸支出金	1,611,643	12,467	1,624,110	4,044	2,022			6,401
歳 出 合 計	11,522,869	450,470	11,973,339	199,386	7,097	88,900	80,999	74,088

令和 6 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

入 歳

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位：千円)

13	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		分担金及び負担金	41,584	5,019	46,603			
	1	分 担 金	3,899	4,239	8,138			
	1	農林水産業費分担金	2,341	2,299	4,640	1 農業費分担金	2,299	1 県単土地改良事業分担金 △1,661 (1) 県単土地改良事業分担金 (△1,661) 2 中山間地域総合整備事業分担金 4,610 (1) 中山間地域総合整備事業分担金 (4,610) 3 農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金 △650 (1) 農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金 (△650)
	2	災害復旧費分担金	1,497	1,940	3,437	1 農地・農業用施設災害復旧費分担金	1,940	1 農地・農業用施設災害復旧費分担金 1,940 (1) 農地・農業用施設災害復旧費分担金(補助災) (1,500) (2) 農地・農業用施設災害復旧費分担金(単独災) (440)
	2	負 担 金	37,685	780	38,465			
	2	土木費負担金	1,100	780	1,880	1 土木費負担金	780	1 生活道整備事業負担金 600 (1) 生活道整備事業負担金 (600) 2 堆積土砂等除去事業負担金 180 (1) 堆積土砂等除去事業負担金 (180)
15		国庫支出金	1,308,794	199,386	1,508,180			
	1	国庫負担金	1,000,591	197,686	1,198,277			
	1	民生費国庫負担金	155,121	4,044	159,165	15 低所得者保険料軽減負担金	4,044	1 低所得者保険料軽減負担金 (1) 低所得者保険料軽減負担金
	2	衛生費国庫負担金	0	212	212	1 保健衛生費負担金	212	1 保健衛生費負担金 (1) 予防接種健康被害救済給付費負担金
	4	災害復旧費国庫負担金	845,470	193,430	1,038,900	1 公共土木施設災害復旧費負担金	193,430	1 公共土木施設災害復旧費負担金 (1) 現年発生公共土木施設災害復旧費負担金
	2	国庫補助金	307,271	1,700	308,971			
	1	総務費国庫補助金	76,664	1,177	77,841	1 総務費補助金	1,177	1 戸籍情報システム改修補助金 (1) 戸籍情報システム改修補助金
	2	民生費国庫補助金	7,754	153	7,907	1 民生費補助金	153	1 障害者総合支援事業費補助金 (1) 障害者自立支援給付審査支払システム改修事業補助金
	5	土木費国庫補助金	169,984	370	170,354	1 道路橋梁費補助金	280	1 防災・安全交付金 (1) 防災・安全交付金(道路)

(一般会計)

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
						3 住宅費補助金	90	1 住宅・建築物耐震改修等事業費補助金 (1)住宅・建築物耐震改修等事業補助金
16		県支出金	1,384,866	7,097	1,391,963			
	1	県負担金	125,239	2,022	127,261			
	1	民生費県負担金	124,989	2,022	127,011	14 低所得者保険料軽減負担金	2,022	1 低所得者保険料軽減負担金 (1)低所得者保険料軽減負担金
	2	県補助金	1,240,655	5,534	1,246,189			
	4	農林水産業費県補助金	213,589	3,750	217,339	1 農業費補助金	3,750	1 県単土地改良事業補助金 △4,987 (1)県単土地改良事業補助金 (△4,987) 2 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金 △8,970 (1)農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金 (△8,970) 3 県単魅力あるふるさと環境づくり事業補助金 △1,899 (1)県単魅力あるふるさと環境づくり事業補助金 (△1,899) 4 大規模経営体育成支援協力金 106 (1)大規模経営体育成支援協力金 (106) 5 林地崩壊対策事業補助金 19,500 (1)林地崩壊対策事業補助金 (19,500)
	8	土木費県補助金	24,333	84	24,417	3 住宅費県補助金	84	1 住宅・建築物耐震改修等事業費補助金 (1)住宅・建築物耐震改修等事業費補助金
	10	災害復旧費県補助金	943,360	1,700	945,060	1 農林水産業施設災害復旧費補助金	1,700	1 県単林道施設災害復旧事業補助金 (1)県単林道施設災害復旧費県補助金
	3	委託金	18,972	△459	18,513			
	3	商工費委託金	875	△459	416	1 商工費委託金	△459	1 九州自然歩道管理費委託金 (1)九州自然歩道管理費委託金
18		寄附金	642,871	690	643,561			
	1	寄附金	642,871	690	643,561			
	2	教育寄附金	1,440	690	2,130	1 教育費寄附金	690	1 教育事業寄附金 (1)教育事業寄附金
19		繰入金	1,138,411	69,478	1,207,889			
	2	基金繰入金	1,138,109	69,478	1,207,587			
	1	財政調整基金繰入金	911,308	69,478	980,786	1 財政調整基金繰入金	69,478	1 財政調整基金繰入金 (1)財政調整基金繰入金
21		諸収入	88,943	79,900	168,843			

(一般会計)

(款) 21 諸収入
(項) 5 雑入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区	分		
5	1	雑入	54,236	79,900	134,136				
		雑入	54,236	79,900	134,136	1	雑入	79,900	1 雑入 (1) デジタル基盤改革支援補助金 (33,000) (2) 和田地区土地利用一体型防水事業協定負担金 (46,900)
22	1	町債	1,163,933	88,900	1,252,833				
		町債	1,163,933	88,900	1,252,833				
		5 災害復旧事業債	429,560	94,600	524,160	2	公共土木施設災害復旧債	94,600	1 公共土木施設災害復旧債 (1) 現年発生公共土木施設災害復旧債
	21	辺地対策事業債	23,600	△5,700	17,900	1	町道整備事業債	△5,700	1 町道整備事業債 (1) 防災・安全交付金債 (道路環境の整備 辺地町道)

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

(単位：千円)

1	1	1	議会費	67,849	324	68,173	補正額の財源内訳		節		説明		
							特定財源	一般財源	区 分	金 額			
			議会費	67,849	324	68,173		324					
	1		議会費	67,849	324	68,173		324					
		1	議会費	67,849	324	68,173		324	2	給 料	11	1 議員人件費 議員期末手当	246 (246)
									3	職員手当等	289	2 議会活動費 議員費用弁償	(△110)
									4	共 済 費	24	普通旅費	(110)
									8	旅 費	0	3 一般職員人件費(議会) 給料	78 (11)
												扶養手当	(△78)
												期末手当	(67)
												勤勉手当	(54)
												縣市町村職員共済組合負担金	(24)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

2	1	1	総務費	1,806,170	3,490	1,809,660	補正額の財源内訳		節		説明	
							特定財源	一般財源	区分	金額		
			総務管理費	1,664,059	△1,199	1,662,860	33,000	△34,199				
		1	一般管理費	570,580	1,417	571,997		1,417				
									1 報酬	711	1 一般・特別職員人件費(総務) 期末手当(特別職)	70 (70)
									2 給料	206	2 会計年度任用職員人件費(一般管理費:事務) 報酬(パートタイム会計年度任用職員)	740 (512)
									3 職員手当等	500	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	(123) (105)
											3 会計年度任用職員人件費(一般管理費:事業) 報酬(パートタイム会計年度任用職員)	607 (199)
											給料(フルタイム会計年度任用職員) 期末手当(フルタイム会計年度任用職員)	(206) (55)
											期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員)	(53) (48)
											勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	(46)
		2	財産管理費	89,226	1,936	91,162		1,936				
									1 報酬	1,249	1 南郷庁舎管理費 電気料	557 (550)
									3 職員手当等	124	水道料 集落排水施設使用料	(3) (4)
									10 需用費	556	2 その他財産管理費 報酬(パートタイム会計年度任用職員)	1,373 (1,249)
									13 使用料及び賃借料	7	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員)	(63) (61)
											3 その他財産管理費(南郷地域課) 水道料 集落排水施設使用料	6 (3) (3)
		4	企画費	513,720	114	513,834		114				
									4 共済費	92	1 地域おこし活動費(政策推進) 地域おこし協力隊社会保険料負担金	92 (92)
									10 需用費	22	2 お試し滞在施設管理費 電気料 ガス代	22 (4) (18)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
	5	電算システム管理費	201,257	△5,090	196,167	その他 33,000	△38,090			
								12	委託料 0	1 その他電算管理費 システム改修委託料 △5,090
								17	備品購入費 △5,090	ガバメントクラウド接続保守委託料 (578) 第五次LGWAN関連機器等設定委託料 (186) ガバメントクラウド接続ルータ保守委託料 (33) 情報通信機器購入費 (△5,090)
	6	CATVセンター運営費	271,558	424	271,982		424			
								2	給料 266	1 ケーブルテレビ運営費 障害対応委託料 (150)
								3	職員手当等 127	CATVサブセンター機器更新工事 (△150)
								4	共済費 31	2 一般職員人件費(CATV) 給料 (266)
								12	委託料 150	期末手当 (70) 勤勉手当 (57)
								14	工事請負費 △150	県市町村職員共済組合負担金 (31)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
2		徴税費	96,420	3,981	100,401		3,981			
	1	税務総務費	79,476	363	79,839		363			
								2	給料 363	1 一般職員人件費(税務総務) 給料 (363)
	2	賦課徴収費	16,944	3,618	20,562		3,618			
								12	委託料 3,372	1 賦課徴収一般経費 3,618 新增築家屋調査委託料 (3,372)
								22	償還金利子及び割引料 246	町税過誤納還付金及び還付加算金 (246)

(一般会計)

(款) 2 総務費
 (項) 3 戸籍住民登録費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
	3		戸籍住民登録費	29,224	708	29,932	1,177	△469				
		1	戸籍住民登録費	29,224	708	29,932	国庫補助金 1,177	△469	2 給料	404	1 一般職員人件費(戸籍住民登録)	708
									3 職員手当等	304	給料	(404)
											住居手当	(75)
											通勤手当	(229)

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
		民生費	1,089,704	4,933	1,094,637	153	4,780				
		社会福祉費	769,849	4,733	774,582	153	4,580				
	1	社会福祉総務費	245,398	1,857	247,255		1,857				
								2	給料	926	1 一般職員人件費(社会福祉総務) 給料 1,857 (926)
								3	職員手当等	931	期末手当 勤勉手当 (514) (417)
	2	社会福祉施設費	16,731	57	16,788		57				
								1	報酬	50	1 老人ホーム運営費 養護老人ホーム再建設検討委員会委員報酬 57 (50)
								8	旅費	7	養護老人ホーム再建設検討委員費用弁償 (7)
	3	高齢者福祉費	275,085	511	275,596		511				
								1	報酬	255	1 高齢者の保健事業及び介護予防との一体的事業 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 255 (255)
								3	職員手当等	118	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (63) (55)
								10	需用費	138	2 高齢者福祉支援費 高齢者福祉施設修繕費 138 (138)
	4	障がい福祉費	232,635	2,308	234,943	国庫補助金 153	2,155				
								12	委託料	308	1 扶助費(障がい者福祉) 更生医療費給付費 2,000 (2,000)
								19	扶助費	2,000	2 障がい者福祉一般経費 障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託料 308 (308)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(単位: 千円)

2	1	児童福祉費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
		児童福祉費	318,981	200	319,181		200				
	1	児童福祉総務費	88,751	200	88,951		200				
								2	給料	200	1 一般職員人件費(児童福祉総務) 給料 200 (200)

(一般会計)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
4		衛生費	360,678	2,655	363,333	212	2,443				
	1	保健衛生費	169,538	2,650	172,188	212	2,438				
		1 保健衛生総務費	59,327	2,115	61,442		2,115				
								2 給料	161	1 救急医療対策 在宅当番医制整備事業負担金 (34)	1,455
								3 職員手当等	415	二次救急医療対策負担金 (663)	
								4 共済費	84	初期救急診療所運営負担金 (55)	
								4 共済費	84	延岡市夜間急病センター負担金 (703)	
								18 負担金補助及び交付金	1,455	2 一般職員人件費(保健衛生総務) 給料 (161)	660
										期末手当 (246)	
										勤勉手当 (169)	
										縣市町村職員共済組合負担金 (84)	
		2 予防費	62,857	40	62,897	国庫補助金 212	△172				
								19 扶助費	40	1 子育て支援事業(まち・ひと・しごと創生) 妊産婦・乳児健診助成金 (40)	40
		5 診療所費	6,727	495	7,222		495				
								10 需用費	200	1 歯科診療所運営管理費 修繕費(その他の備品) (200)	495
								17 備品購入費	295	歯科診療所備品購入費 (295)	

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
	2	清掃費	191,140	5	191,145		5				
		2 塵芥処理費	92,764	5	92,769		5				
								18 負担金補助及び交付金	5	1 廃棄物運搬処理費 一般廃棄物処理環境保全協力金 (5)	5

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位: 千円)

5	1	農林水産業費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
		農林水産業費	970,379	△1,254	969,125	1,439	△2,693				
	1	農業費	452,374	△36,794	415,580	△18,061	△18,733				
	1	農業委員会費	12,670	397	13,067		397				
								1	報酬	256	1 農業委員会一般経費 インターネット回線料 (26)
								3	職員手当等	115	2 会計年度任用職員人件費(農業委員会) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (256)
								11	役務費	26	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (62) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (53)
	2	農業総務費	45,463	1,633	47,096		1,633				
								2	給料	443	1 一般職員人件費(農業総務) 給料 (443)
								3	職員手当等	460	期末手当 (261) 勤勉手当 (199)
								4	共済費	730	県市町村職員共済組合負担金 (730)
	3	農業振興費	199,320	△7,575	191,745	県支出金 106	△7,681				
								8	旅費	78	1 農産物生産振興費(町単) 農業生産施設等災害復旧事業補助金 (47)
								18	負担金補助及び交付金	△7,653	米流通拡大事業補助金 (△8,760) みさと米ブランド構築補助金 (954)
											2 農業生産組織(担い手)育成強化(県単) 大規模経営体育成支援協力金 (106)
											3 6次産業化推進事業 普通旅費 (78)
	5	農地費	120,173	△31,249	88,924	県支出金 △15,856 その他 △2,311	△13,082				
								13	使用料及び賃借料	500	1 農業水路等長寿命化・防災減災事業(国庫) 農業水路等長寿命化・防災減災事業工事請負費 (△13,100)
								14	工事請負費	△31,749	2 農地耕作条件改善事業(国庫) 重機借上料 (500)
											3 農業用施設整備費(県単) 県単土地改良事業工事費 (△14,850) 県単魅力あるふるさと環境づくり事業工事費 (△3,799)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		林業費	516,543	35,540	552,083	19,500	16,040				
	1	林業総務費	59,908	270	60,178		270				
								2	給料	270	1 一般職員人件費(林業総務) 270 給料 (270)
	2	林業振興費	268,849	7,270	276,119		7,270				
								1	報酬	612	1 森林整備事業(町単) 3,762 町単森林整備事業補助金 (3,762)
								3	職員手当等	64	2 特用林産振興事業(町単) 250 特用林産物振興対策事業(活動促進事業)補助金 (250)
								7	報償費	43	3 作業路維持管理事業 2,432 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (54)
								8	旅費	△35	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (23) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (21)
								10	需用費	574	修繕費(重機管理) (334) 作業道維持補修業務委託料 (2,000)
								12	委託料	2,000	4 鳥獣被害対策事業(県単) 430 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (430)
								18	負担金補助及び交付金	4,012	5 森林公益的機能増進事業(町単) 113 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (128) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (11) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (9) 費用弁償(会計年度職員通勤手当) (△35)
											6 林業振興一般経費 43 【創】美郷特産支給プロジェクト報償費 (43)
											7 庁用車管理購入費(林業振興費) 240 修繕費(公用車管理) (240)
	3	林道整備費	120,498	0	120,498						
								12	委託料	△880	1 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業 測量・設計委託料 (△880)
								14	工事請負費	880	P C B 処理工事請負費 (880)
	5	治山事業費	4,223	28,000	32,223	県支出金 19,500	8,500				
								12	委託料	3,500	1 治山対策事業費 28,000 林地崩壊対策事業測量設計委託料 (3,500)
								14	工事請負費	24,500	林地崩壊対策事業工事請負費 (24,500)

(一般会計)

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

(単位: 千円)

6	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
		商工費	304,242	△101	304,141	△459	358				
	1	商工費	52,184	147	52,331		147				
	1	商工振興費	52,184	147	52,331		147				
								2 給料	10	1 商工一般経費 普通旅費	78 (78)
								3 職員手当等	48	2 一般職員人件費(商工振興) 給料	69 (10)
								4 共済費	11	期末手当	(29)
										勤勉手当	(19)
								8 旅費	78	縣市町村職員共済組合負担金	(11)

(款) 6 商工費
(項) 2 観光費

(単位: 千円)

6	2	観光費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
		観光費	205,459	767	206,226	△459	1,226				
	1	観光振興費	205,459	767	206,226	県支出金	1,226				
						△459		8 旅費	△78	1 農林産物直売施設管理運営費 修繕費(施設管理)	150 (150)
								10 需用費	827	2 南郷温泉管理運営費 南郷温泉施設改修工事請負費	(△750)
								12 委託料	△465	厨房調理器具購入費	(750)
								13 使用料及び 賃借料	6	3 西の正倉院・百済の館管理運営費 電気料	36 (30)
										水道料	(3)
										集落排水施設使用料	(3)
								14 工事請負費	△544	4 南郷地区観光施設管理運営費 水道料	243 (6)
								15 原材料費	40	ガス代	(3)
										集落排水施設使用料	(3)
								17 備品購入費	981	観光施設備品購入費	(231)
										5 西郷地区観光施設管理運営費	△60
										西郷地区観光施設改修工事請負費	(△100)

(一般会計)

(款) 6 商工費
(項) 2 観光費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								施設維持補修材料代 (40)
								6 北郷地区観光施設管理運営費 841
								修繕費(施設管理) (535)
								観光施設工事請負費 (306)
								7 誘客イベント振興費(南郷) 100
								消耗品費(事業関係、その他) (100)
								8 観光客誘致事業 △78
								普通旅費 (△78)
								9 九州自然歩道・環境保全地域 △465
								九州自然歩道管理委託料 (△465)

(款) 6 商工費
(項) 3 鉱害処理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3	46,599	△1,015	45,584		△1,015			
6	46,599	△1,015	45,584		△1,015			
						10 需用費	300	1 速日鉱山施設管理費 △1,015
								消耗品費(施設管理) (300)
						12 委託料	△1,839	廃水処理業務委託料 (△1,550)
								施設改修設計委託料 (△289)
						13 使用料及び賃借料	150	重機借上料 (150)
								施設補修改修工事費 (289)
						14 工事請負費	289	鉱山管理備品購入費 (85)
						17 備品購入費	85	

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

(単位: 千円)

7	1	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		土木費	585,342	55,374	640,716	42,434	12,940			
	1	土木管理費	100,970	4,264	105,234	600	3,664			
	1	土木総務費	100,822	4,264	105,086	その他 600	3,664			
								2 給料	680	1 生活道整備事業 生活道整備工事請負費 1,400 (1,400)
								3 職員手当等	2,184	2 一般職員人件費(土木総務) 給料 2,864 (680)
								10 需用費	△28	期末手当 (414)
								11 役務費	28	勤勉手当 (270)
								14 工事請負費	1,400	3 庁用車管理購入費(土木総務費) 時間外勤務手当 (1,500)
										修繕費(公用車管理) (△28)
										車検代行手数料 (28)

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋梁費

(単位: 千円)

7	2	道路橋梁費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		道路橋梁費	340,375	3,000	343,375	△5,420	8,420			
	1	道路維持費	74,025	3,000	77,025		3,000			
								12 委託料	3,000	1 町道維持管理費(道路維持費) 道路維持管理委託料 3,000 (3,000)
	2	道路新設改良費	266,350	0	266,350	国庫補助金 280 地方債 △5,700	5,420			
								14 工事請負費	0	1 防災・安全交付金事業(道路環境の整備)町道 △11,000 防災・安全交付金(道路環境整備)工事請負費 (△11,000)
										2 防災・安全交付金事業(老朽化対策)町道 △29,000 防災・安全交付金(老朽化対策)工事請負費 (△29,000)
										3 防災・安全交付金事業(メンテナンス)町道 40,000 防災・安全交付金(メンテナンス)工事請負費 (40,000)

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 3 住宅費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
3		住宅費	84,789	47,510	132,299	47,074	436			
	1	公営住宅管理費	27,629	2,200	29,829	その他 1,630	570	10 需用費	1,500	1 公営住宅維持管理費 修繕費(施設管理) 1,500 (1,500)
								14 工事請負費	700	2 公営住宅改築改修費 公営住宅改修工事請負費 700 (700)
	2	公営住宅建設費	22,900	45,050	67,950	その他 44,970	80	12 委託料	5,750	1 公営住宅建設事業費(国庫補助) 公営住宅営繕工事測量設計委託料 △1,850 (△2,850)
								14 工事請負費	39,300	社会資本整備総合交付金事業工事請負費 (1,000)
										2 公営住宅建設事業費(単独) 測量・設計委託料 46,900 (8,600)
										仮設住宅建設工事請負費 (38,300)
	3	一般住宅対策費	34,260	260	34,520	国庫補助金 90 県支出金 84 その他 300	△214	18 負担金補助 及び交付金	260	1 一般住宅支援費 木造住宅耐震診断事業費補助金 260 (260)

(款) 7 土木費
(項) 4 河川費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
4		河川費	59,208	600	59,808	180	420			
	1	河川砂防費	59,208	600	59,808	その他 180	420	12 委託料	600	1 急傾斜地崩壊対策費 町単堆積土砂等除去委託料 600 (600)

(一般会計)

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

(単位：千円)

8	1	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		消 防 費	511,814	1,295	513,109		1,295			
	1	消 防 費	511,814	1,295	513,109		1,295			
	1	非常備消防費	228,731	1,113	229,844		1,113			
								2 給 料	328	1 地域防災強化事業 一般備品購入費 481 (481)
								3 職員手当等	133	2 救急体制運営費 燃料費 100 (100)
								4 共 済 費	71	3 一般職員人件費(消防) 給料 328 (328)
								10 需 用 費	100	勤勉手当 133 (133)
								17 備品購入費	481	縣市町村職員共済組合負担金 71 (71)
	2	消防施設費	16,682	134	16,816		134			
								11 役 務 費	38	1 消防施設管理費 電話料 38 (38)
								14 工事請負費	96	2 消防施設整備改修費 消防用施設改修工事費 96 (96)
	3	防災無線施設費	266,401	48	266,449		48			
								11 役 務 費	48	1 防災無線施設管理費 防災無線遠隔制御専用回線使用料 48 (48)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位: 千円)

9	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		教育費	548,513	20,767	569,280	690	20,077			
	1	教育総務費	202,756	8,150	210,906		8,150			
	2	事務局費	153,110	4,058	157,168		4,058			
								1 報酬	2,003	1 一般特別職員人件費(教育委員会) 給料 469 (378)
								2 給料	844	県市町村職員共済組合負担金 (91)
								3 職員手当等	1,120	2 会計年度任用職員人件費(教育委員会) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (2,003)
								4 共済費	91	給料(フルタイム会計年度任用職員) (466)
										期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (124)
										期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (477)
										勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) (109)
										勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (410)
	3	スクールバス運営費	36,453	1,812	38,265		1,812			
								1 報酬	1,153	1 高校スクールバス運行費 燃料費 100 (100)
								3 職員手当等	359	2 町内スクールバス運行費 修繕費(公用車管理) 200 (200)
								10 需用費	300	3 会計年度任用職員人件費(スクールバス) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (1,153)
										期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (193)
										勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (166)
	4	住宅管理費	11,551	2,280	13,831		2,280			
								10 需用費	600	1 教職員住宅管理費 修繕費(施設管理) 600 (600)
								14 工事請負費	1,680	2 教職員住宅整備改修費 教職員住宅改修工事請負費 (1,680)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 4 義務教育学校費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区	分		金
4	1	義務教育学校費	56,928	793	57,721		793				
		義務教育学校管理費	30,636	642	31,278		642	10	需用費	552	1 義務教育学校管理費 642
								11	役務費	90	電気料 (200)
										水道料 (189)	
										修繕費 (施設管理) (163)	
										電話料 (90)	
2		義務教育学校教育振興費	26,292	151	26,443		151	17	備品購入費	151	1 義務教育学校振興費 151

(款) 9 教育費
(項) 5 幼稚園費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
5	1	幼稚園費	65,798	2,831	68,629		2,831			
		幼稚園費	65,798	2,831	68,629		2,831	1	報酬	1,135
										燃料費 (41)
										電話料 (10)
										2 幼稚園教員人件費 416
										給料 (350)
										3 職員手当等 701
										各市町村職員共済組合負担金 (66)
										3 会計年度任用職員人件費 (幼稚園教員) 2,364
										報酬 (パートタイム会計年度任用職員) (1,135)
										給料 (フルタイム会計年度任用職員) (528)
										期末手当 (フルタイム会計年度任用職員) (131)
										期末手当 (パートタイム会計年度任用職員) (245)
										勤勉手当 (フルタイム会計年度任用職員) (211)
										勤勉手当 (パートタイム会計年度任用職員) (114)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 6 社会教育費

(単位: 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6 社会教育費	222,951	8,993	231,944	690	8,303			
1 社会教育総務費	48,434	1,226	49,660		1,226			
						2 給 料	570	1 社会教育一般経費 193 地域学校協働活動推進員謝礼 (72)
						3 職員手当等	375	社会教育施設営繕等委託料 (121)
						4 共 済 費	88	2 一般職員人件費(社会教育) 617 給料 (284)
						7 報 償 費	72	期末手当 (142) 勤勉手当 (103)
						12 委 託 料	121	3 会計年度任用職員人件費(社会教育) 416 給料(フルタイム会計年度任用職員) (286) 期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (70) 勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) (60)
2 公民館費	22,076	895	22,971		895			
						1 報 酬	256	1 会計年度任用職員人件費(公民館) 371 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (256)
						3 職員手当等	115	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (62) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (53)
						10 需 用 費	518	2 公民館管理運営費 524 電気料 (400)
						13 使用料及び賃借料	6	水道料 (5) 修繕費(施設管理) (113) 集落排水施設使用料 (6)
4 図書館費	35,998	3,005	39,003		3,005			
						1 報 酬	2,118	1 会計年度任用職員人件費(図書館) 3,005 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (2,118)
						3 職員手当等	887	期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (477) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (410)
5 保健体育総務費	4,378	567	4,945		567			
						18 負担金補助及び交付金	567	1 スポーツ振興 567 ロードレースイン百済の里補助金 (417) 市町村対抗駅伝大会補助金 (150)
6 体育施設費	36,991	△2,397	34,594		△2,397			
						10 需 用 費	1,103	1 社会体育施設管理費 △2,397

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
						14 工事請負費	△3,500	消耗品費 (施設管理) (64) 電気料 (769) 水道料 (38) 修繕費 (施設管理) (232) 社会体育施設改修工事請負費 (△3,500)
7 学校給食施設費	65,594	5,586	71,180	その他 690	4,896	1 報 酬 3 職員手当等 10 需 用 費 17 備品購入費	2,843 1,190 1,483 70	1 美郷町給食施設運営管理費 1,553 消耗品費 (事務用品) (30) 消耗品費 (事業関係、その他) (1,453) 学校給食備品購入費 (70) 2 会計年度任用職員人件費 (給食) 4,033 報酬 (パートタイム会計年度任用職員) (2,843) 期末手当 (パートタイム会計年度任用職員) (640) 勤勉手当 (パートタイム会計年度任用職員) (550)
8 博物館費	1,689	111	1,800		111	1 報 酬	111	1 モバイルミュージアム事業 111 報酬 (パートタイム会計年度任用職員) (111)

(一般会計)

(款) 10 災害復旧費

(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区	分		金
10		災害復旧費	2,713,535	350,520	3,064,055	291,670	58,850				
	1	農林水産業施設災害復旧費	1,605,382	63,500	1,668,882	3,640	59,860				
	1	農地・農業用施設災害復旧費	184,136	56,000	240,136	その他 1,940	54,060	13	使用料及び賃借料	7,000	1 農地・農業施設災害復旧事業(補助) 現年発生農地・農業用施設災害復旧工事費 39,000 (39,000)
								14	工事請負費	49,000	2 農地・農業施設災害復旧事業(単独) 重機借上料 (7,000) 町単農地・農業用施設災害復旧工事費 (10,000)
	2	林業施設災害復旧費	1,421,246	7,500	1,428,746	県支出金 1,700	5,800	12	委託料	4,000	1 林業施設災害復旧事業(単独) 林道災害測量設計委託料 (4,000)
								14	工事請負費	3,500	2 林業施設災害復旧事業(県単) 県単林道施設災害復旧工事請負費 (3,500)

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区	分		金
	2	公共土木施設災害復旧費	1,108,153	287,020	1,395,173	288,030	△1,010				
	1	道路橋梁災害復旧費	1,108,153	287,020	1,395,173	国庫補助金 193,430 地方債 94,600	△1,010	8	旅費	20	1 道路橋梁災害復旧事業(補助) 現年発生公共土木施設災害復旧工事費 (287,000)
								14	工事請負費	287,000	2 道路橋梁災害復旧事業(単独) 普通旅費 (20)

(一般会計)

(款) 12 諸支出金
(項) 1 特別会計繰出金

(単位: 千円)

12	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	諸支出金	1,611,643	12,467	1,624,110	6,066	6,401			
	1 特別会計繰出金	484,078	8,914	492,992	6,066	2,848			
	1 特別会計繰出金	484,078	8,914	492,992	国庫補助金 4,044 県支出金 2,022	2,848	27 繰 出 金	8,914	1 国民健康保険事業特別会計繰出金 △7 国民健康保険事業特別会計繰出金(人件費) (124) 国民健康保険事業特別会計繰出金(事務費) (△131) 2 介護保険事業特別会計繰出金 8,921 介護保険事業特別会計繰出金(事務費) (831) 介護保険事業特別会計繰出金(低所得者保険料軽減負担金) (8,090)

(款) 12 諸支出金
(項) 3 公営企業費

(単位: 千円)

3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	公営企業費	425,217	3,553	428,770		3,553			
	1 公営企業支出金	425,217	3,553	428,770		3,553	18 負担金補助及び交付金	3,553	1 簡易水道事業会計繰出金 3,553 簡易水道事業運営費補助金 (3,553)

(一般会計)

令和6年第4回美郷町議会定例会
(12月定例会)
議案第80号
主要事業等説明資料



Dear MISATO

**DRIVE TO
MISATO**



【 目 次 】

〔会計〕	〔款〕	〔項〕	〔目〕	〔ページ〕
一般会計	2 総務費	2 徴税費	2 賦課徴収費	3
	3 民生費	1 社会福祉費	2 社会福祉施設費	3
			3 高齢者福祉費	4
			4 障がい福祉費	4
	4 衛生費	1 保健衛生費	5 診療所費	5
	5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	5
			5 農地費	7
		2 林業費	2 林業振興費	10
			5 治山事業費	11
	6 商工費	2 観光費	1 観光振興費	12
	7 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	13
		2 道路橋梁費	1 道路維持費	13
		3 住宅費	1 公営住宅管理費	14
			2 公営住宅建設費	15
			3 一般住宅対策費	16
		4 河川費	1 河川砂防費	16
	9 教育費	1 教育総務費	4 住宅管理費	17
		6 社会教育費	1 社会教育総務費	17
			5 保健体育総務費	18
			7 学校給食施設費	19
	10 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	1 農地・農業用施設 災害復旧費	19
			2 林業施設災害復旧費	20
		2 公共土木施設 災害復旧費	1 道路橋梁災害復旧費	21
簡易水道事業会計				22

担当課	税務課	小事業名	賦課徴収一般経費				予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	新增築家屋調査委託料				15
予 算	款	2 総務費	事業費 (千円)	左の財源内訳			
	項	2 徴税費		国	県	地方債	その他
目	2 賦課徴収費	3,372					3,372
要求区分	現計予算の増減						
事業区分	継続事業						
事業の目的・意図・効果・補正理由							
<p>本業務は、新築又は増改築された家屋の評価調査を行い、固定資産の公正かつ公平な評価及び課税に資することを目的とする。調査対象家屋が当初見込みを上回り、予算額に不足が生じるため、増額更正を行うもの。</p>							
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）							
【必要見込額更正】							
予算現額	1,155,000円	住宅店舗16棟(新築3棟,増改築13棟),附属家12棟					
実績見込額	4,526,522円	住宅店舗36棟(新築3棟,増改築33棟),附属家94棟					
補正要求額	3,372,000円						

担当課	健康福祉課	小事業名	老人ホーム運営費				予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	養護老人ホーム再建設検討委員会				17
予 算	款	3 民生費	事業費 (千円)	左の財源内訳			
	項	1 社会福祉費		国	県	地方債	その他
目	2 社会福祉施設費	57	0	0	0	0	57
要求区分	新規要求						
事業区分	新規事業						
事業の目的・意図・効果・補正理由							
<p>養護老人ホーム清翠園は昭和45年開園、昭和59年改築で老朽化が進んでいるため、再建築に向けての検討委員会を開催し、今後の方針を検討する。</p>							
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）							
<p>養護老人ホーム建設検討委員会委員報酬 6,200円×8人×1回=49,600円</p> <p>養護老人ホーム建設検討委員会費用弁償 190km×37円×1回=7,030円</p>							

担当課	健康福祉課	小事業名	高齢者福祉支援費				予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	西郷デイサービスセンター屋根修繕				17
予算	款	3 民生費	事業費 (千円)	左の財源内訳			
	項	1 社会福祉費		国	県	地方債	その他
目	3 高齢者福祉費	138	0	0	0	0	138
要求区分	新規要求	事業区分	新規事業				
事業の目的・意図・効果・補正理由							
西郷デイサービスセンターの玄関部分は以前から雨漏りがあり、応急的な手当をしてきたが雨漏りは改善されていないため修繕をする。							
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）							
玄関部分の雨漏りに影響があると思われる部分の谷の板金部分の取替などをおこなう。							
○西郷デイサービスセンター屋根修繕							
138,000 円							

担当課	健康福祉課	小事業名	障がい者福祉一般経費				予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託				17
予算	款	3 民生費	事業費 (千円)	左の財源内訳			
	項	1 社会福祉費		国	県	地方債	その他
目	4 障がい福祉費	308	153	0	0	0	155
要求区分	新規要求	事業区分	新規事業				
事業の目的・意図・効果・補正理由							
障がい福祉サービス等報酬改定に伴う障害者給付審査支払等システム改修を行う。							
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）							
<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修1式：308,000円 							
国庫補助金：障がい福祉サービス等報酬改定に係る障害者給付審査支払等システム改修事業補助金 153,000円 (1/2補助)							

担当課	健康福祉課	小事業名	歯科診療所運営管理費				予算書 ページ	18
会 計	一般会計	事業名	歯科診療所運営管理費					
予 算	款	4 衛生費	事業費 (千円)	左の財源内訳				一般財源
	項	1 保健衛生費		国	県	地方債	その他	
目	5 診療所費							
要求区分	現計予算の増減	295	0	0	0	0	295	
事業区分	継続事業							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
<p>北郷歯科診療所の必要備品の購入を行う。 歯科医療サービスを向上させることで、適切な歯科ケアを受けられる環境を整備する。</p>								
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）								
<p>○備品購入 （北郷歯科診療所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイススペシャルc-v 295,000円 メーカー：松風 口腔内撮影用カメラ 								

担当課	農林振興課	小事業名	農産物生産振興費（町単）				予算書 ページ	19																											
会 計	一般会計	事業名	農業生産施設等災害復旧事業補助金																																
予 算	款	5 農林水産業費	事業費 (千円)	左の財源内訳				一般財源																											
	項	1 農業費		国	県	地方債	その他																												
目	3 農業振興費																																		
要求区分	新規要求	47					47																												
事業区分	継続事業																																		
事業の目的・意図・効果																																			
<p>自然災害により被災した農産物の生産に必要な施設に係る災害復旧の経費を補助し、町の基幹産業である農業の維持を図る。</p>																																			
事業の概要（積算根拠、特定財源の詳細等）																																			
<p>○台風被害による農業生産施設等災害復旧事業の補正</p> <p>1. 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害保険に加入しているものを対象とする。 ・必要対象経費から自然災害保険の支給額を差し引いた残額の3/5以内を補助する。 <p>2. 補正額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">必要対象経費</td> <td style="width: 5%;">-</td> <td style="width: 25%;">施設園芸保険</td> <td style="width: 5%;">=</td> <td style="width: 20%;">事業対象経費</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 20%;">補助率</td> </tr> <tr> <td>130,647円</td> <td></td> <td>51,903円</td> <td>=</td> <td>78,744円</td> <td></td> <td>3/5</td> </tr> <tr> <td colspan="7">= 補助金額</td> </tr> <tr> <td colspan="7">= 47,000円（千円未満切り捨て）</td> </tr> </table>								必要対象経費	-	施設園芸保険	=	事業対象経費	×	補助率	130,647円		51,903円	=	78,744円		3/5	= 補助金額							= 47,000円（千円未満切り捨て）						
必要対象経費	-	施設園芸保険	=	事業対象経費	×	補助率																													
130,647円		51,903円	=	78,744円		3/5																													
= 補助金額																																			
= 47,000円（千円未満切り捨て）																																			

担当課	農林振興課	小事業名	農産物生産振興費（町単）				予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	みさと米ブランド構築補助金				19
予算	款	5 農林水産業費	左の財源内訳				一般財源
	項	1 農業費					
	目	3 農業振興費					
要求区分	現計予算の増減	(千円)	国	県	地方債	その他	954
事業区分	継続事業	954					954

事業の目的・意図・効果・補正理由

J A日向ひむか米振興協議会へ美郷町産米の知名度向上、流通拡大を図るために補助金を交付しているが、この度沖縄で販売していた「うなま米」の販売終了に伴い、「みさと米」への定着を効果的に行うため販促事業費を追加で補助するもの。

事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）

○ みさと米販促事業（沖縄本島）

今季収穫を以て「うなま米」の販売終了することに伴い、「みさと米」への定着を効果的に行うため、販促活動時における「みさと米」の試食及び、販売価格の引き下げ、また、ギフトとしても利用いただくためにギフト箱の提供を行う。

併せて、美郷梅のサンプルを米の試食者及び購入者へ配り、米と梅の両方の推進を図っていく。

項 目	数量	金額	合計	備 考
米消費拡大費	500	200	100,000	
試食用米(5kg)	2	3,500	7,000	現地調達
ギフト箱	300	200	60,000	
サンプル梅	1,000	300	300,000	
小 計			467,000	

○ みさと米販促事業（宮古島）

以前より宮古島で「みさと米」を扱っている沖縄食料（株）や「美郷梅」を扱っている（株）竹之下が離島での販売を行っているが、（株）J AおきなわAコープからも本島で実施している販促を行ってほしい旨要望があがっていた。

この度、「みさと米」一本化となることに併せて、離島でのこれまで以上の普及・定着を図るため、販促活動を行う。

項 目	数量	金額	合計	備 考
旅費（2泊3日）	3	150,000	450,000	
試食用米(5kg)	2	3,500	7,000	現地調達
サンプル梅	100	300	30,000	
小 計			487,000	

担当課	農林振興課	小事業名	農業生産組織（担い手）育成強化（県単）				予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	大規模経営体育成支援				19	
予 算	款 5	農林水産業費	事業費	左の財源内訳				
	項 1	農業費	(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
	目 3	農業振興費	106		106			
要求区分	新規要求							
事業区分	継続事業							
事業の目的・意図・効果								
大規模な経営体の育成を図るため、規模拡大を計画する経営体への農地中間管理機構を活用して農地を貸し付ける方へ協力金を支払う事で農地集約が進む。								
事業の概要（積算根拠、特定財源の詳細等）								
◎事業概要・交付対象者								
農地中間管理機構（農地バンク）を活用して以下の条件を満たす経営体に農地を貸し付ける者及び現在耕作している者が対象者 【受け手要件】 ・現状の経営面積が概ね5ha以上の経営体 ・地域計画の目標地図に位置付けられることが確実である経営体								
◎ 交付単価 : 2万円/10a								
◎ 事業年度 : 令和5年7月～令和6年度迄								
◎ 事業費 : 53a × 20,000円/10a = 106,000円								

担当課	建設課	小事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫）				予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫）				19	
予 算	款 5	農林水産業費	事業費	左の財源内訳				
	項 1	農業費	(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
	目 5	農地費	△ 13,100		△ 8,970		△ 650	△ 3,480
要求区分	現計予算の増減							
事業区分	継続事業							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
事業費の配分減により、工事費を減額したい。								
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）								
○農業水路等長寿命化・防災減災事業								
14. 工事請負費								
農業水路等長寿命化・防災減災事業工事費 △13,100千円								
上段：当初 下段：変更								
区分	地区名	工事費	負担区分 (%)				備考	
			国 (55)	県 (14)	町 (26)	負担金 (5)		
国庫	椿原2期	13,000 0	7,150 0	1,820 0	3,380 0	650 0	継続 (北郷)	
町単		100 0			100 0			
計	1地区	13,100 0	7,150 0	1,820 0	3,480 0	650 0		

(様式1)

主要事業等説明資料

担当課	建設課	小事業名	農地耕作条件改善事業 (国庫)				予算書 ページ			
会計	一般会計	事業名	農地耕作条件改善事業 (国庫)				19			
予算	款	5 農林水産業費	事業費	左の財源内訳						
	項	1 農業費	(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源		
	目	5 農地費	500					500		
要求区分	現計予算の増減									
事業区分	継続事業									
事業の目的・意図・効果・補正理由										
ほ場整備における盛土材仮置き場の整地により、作業効率の向上、早期整備に努める。										
事業の概要 (積算根拠、特定財源の名称等)										
○農地耕作条件改善事業										
13. 使用料及び賃借料										
重機借上料										
500千円										
上段：当初 下段：変更										
区分	地区名	事業費	負担区分 (%)				備考			
			委託料	工事費	重機借上料	国(55)		県(14)	町(26)	地元(5)
国庫	坂本	70,000	10,000	60,000		38,500	9,800	21,700	0	
		70,000	10,000	60,000		38,500	9,800	21,700	0	
町単	坂本	200	100	100	0	0	0	200	0	
		700	100	100	500	0	0	700	0	
計	1地区	70,200	10,100	60,100	0	38,500	9,800	21,900	0	
		70,700	10,100	60,100	500	38,500	9,800	22,400	0	

担当課	建設課	小事業名	農業用施設整備費（県単）				予算書
会計	一般会計	事業名	県単土地改良事業				ページ
予算	款	5 農林水産業費	左の財源内訳				19
	項	1 農業費					
	目	5 農地費					
要求区分	現計予算の増減	(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
事業区分	継続事業	△ 18,649		△ 6,886		△ 1,661	△ 10,102

事業の目的・意図・効果・補正理由

令和4年及び5年の異常気象による災害復旧工事や、令和6年台風10号の応急対応で年度内の執行、完了が困難であるため、工事費を減額したい。

事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）

○県単土地改良事業

14. 工事請負費

△14,850千円

上段：当初 下段：変更

区分	地区名	工事費	委託料	事業費	負担区分 (%)					備考
					県 (50)	県 (45)	県 (35)	町 (45~60)	負担金 (5)	
県単	神門	600 0		600 0			210 0	360 0	30 0	用水路
県単	平城	1,000 0		1,000 0			350 0	600 0	50 0	用水路
県単	仮迫	1,900 0		1,900 0			665 0	1,140 0	95 0	暗渠排水
県単	横八	1,900 0		1,900 0			665 0	1,140 0	95 0	暗渠排水
県単	水清谷	1,650 0		1,650 0			577 0	991 0	82 0	用水路
県単	山須原	1,400 0		1,400 0			490 0	840 0	70 0	用水路
県単	鳥の巣	1,000 0		1,000 0			350 0	600 0	50 0	用水路
県単	若宮	1,200 0		1,200 0			420 0	720 0	60 0	用水路
県単	横八下	1,600 0		1,600 0			560 0	960 0	80 0	用水路
県単	力石	1,500 0		1,500 0			525 0	900 0	75 0	用水路
県単	小黒木	500 0		500 0			175 0	300 0	25 0	用水路
単独		600 0		600 0			0 0	600 0		
計	11地区	14,850 0		14,850 0			4,987 0	9,151 0	712 0	

○県単魅力あるふるさと環境づくり事業

14. 工事請負費

△3,799千円

上段：当初 下段：変更

区分	地区名	工種	事業量	事業費	負担区分 (%)				備考
					—	県 (50)	町 (25)	耕作者 (25)	
県単	西郷	畦畔 コンク リート	L=241m	1,800	—	900	450	450	
			L= 0m	0	—	0	0	0	
	L=347m		1,999	—	999	501	499		
	L= 0m		0	—	0	0	0		
計				3,799 0	—	1,899 0	951 0	949 0	

担当課	農林振興課	小事業名	森林整備事業(町単)				予算書 ページ	20
会 計	一般会計	事業名	町単森林整備事業補助金					
予 算	款	5 農林水産業費	事業費	左の財源内訳				
	項	2 林業費	(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
	目	2 林業振興費						
要求区分	現計予算の増減	3,762	0	0	0	0	3,762	
事業区分	継続事業							
事業の目的・意図・効果								
<p>森林資源を造成し、国土保全、水資源の涵養、自然環境の保全、労働力の確保を図り、森林の維持整備のため再造林率の維持向上を目的で予算計上しているが、事業量を取りまとめた結果、予算に不足が生じる事から必要に応じて補正を行う。</p>								
事業の概要(積算根拠、特定財源の名称等)								
町単森林整備事業補助金								
		予 算 額		実 績 見 込				
		事業量	事業費	事業量	事業費			
新植		234.64 ha	27,866 千円	234.64 ha	27,866 千円			
除伐		10 ha	200 千円	69.42 ha	1,387 千円			
搬出間伐		0 ha	0 千円	8 ha	640 千円			
保育間伐		5 ha	100 千円	65 ha	1,300 千円			
防護柵		105,319 m	5,224 千円	120,421 m	5,959 千円			
計			33,390 千円		37,152 千円			
<p>補正額： 37,152 千円(見込) - 33,390 千円(予算) = 3,762 千円</p>								

担当課	農林振興課	小事業名	特用林産振興事業(町単)				予算書 ページ	20
会 計	一般会計	事業名	特用林産物振興対策事業 (活動促進事業) 補助金					
予 算	款	5 農林水産業費	事業費	左の財源内訳				
	項	2 林業費	(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
	目	2 林業振興費						
要求区分	新規要求	250	0	0	0	0	250	
事業区分	新規事業							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
<p>備長炭の他生産地と情報交換を行い、さらなる製炭技術の向上を目的とする。 全国備長炭交流会に参加するための交通費(町マイクロバス使用)について補助を行い、生産者団体の活動促進を図る。</p>								
事業の概要(積算根拠、特定財源の名称等)								
<p>全国備長炭交流会(高知県幡多郡大月町) 町マイクロバス使用、大分～愛媛間フェリー使用、20名参加予定。</p>								
		費 目	金 額	備 考				
マイクロバス	燃料代	22,500	900km、6km/ℓ、150円					
	高速代	1,620	北方～佐伯往復					
		1,340	大州～津島往復					
	運転手賃金	6,600	[日当]県外3日分					
		26,000	[宿泊費]2日分					
		20,000	[時間外]賃金10時間					
フェリー	車代	40,400	マイクロバス8m乗船往復					
	運賃	128,000	3,200円×20名×2(往復)					
合 計		246,460						
<p>※宿泊費、参加費等については個人負担。</p>								

担当課	農林振興課	小事業名	作業路維持管理事業				予算書			
会計	一般会計	事業名	作業道維持補修業務委託料				ページ			
予算	款	5 農林水産業費	事業費	左の財源内訳				20		
	項	2 林業費		(千円)	国	県	地方債		その他	一般財源
	目	2 林業振興費								
要求区分	現計予算の増減	2,000					2,000			
事業区分	継続事業									
事業の目的・意図・効果・補正理由										
<p>台風10号による大雨・強風に伴い、町内の作業道において崩土等で修繕が必要な箇所が増えている。作業道維持補修業務委託料の増加が見込まれるため、補正増額とする。</p>										
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）										
<p>美郷町内の作業道の補修業務については、耳川広域森林組合に委託契約をしている。今回、台風10号により崩土等の被害を受けた作業道の受益者から申請が多く上がってきており、被災後に申請受付した概算事業費分を補正増額とする。</p> <p>●台風10号後の作業路補修申請状況（R6.8.29～10.15受付分） 南郷地区：14路線 概算事業費 1,034千円 北郷地区：12路線 概算事業費 893千円 合計 1,927千円 ≒ 補正金額 2,000千円</p>										

担当課	建設課	小事業名	治山対策事業費				予算書			
会計	一般会計	事業名	林地崩壊対策事業				ページ			
予算	款	5 農林水産業費	事業費	左の財源内訳				20		
	項	2 林業費		(千円)	国	県	地方債		その他	一般財源
	目	5 治山事業費								
要求区分	新規要求	28,000		19,500			8,500			
事業区分	新規事業									
事業の目的・意図・効果・補正理由										
<p>台風10号により荒廃した山林及び人家、建物の保全対策を実施する。</p>										
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）										
<p>林地崩壊対策事業</p> <p>林地崩壊対策事業測量設計委託料 3,500 千円</p> <p>林地崩壊対策事業工事請負費 24,500 千円</p>										
区名	地区名	事業量	事業費	事業費内訳		補助	町費	備考		
				測量設計	工事請負費	75%以内				
南郷	楸地区	900m ²	21,000	3,500	17,500	15,000	6,000	台風10号被災		
南郷	下名木地区	200m ²	7,000		7,000	4,500	2,500	台風10号被災		
計	2 地区		28,000	3,500	24,500	19,500	8,500			

(様式1)

主要事業等説明資料

担当課	北郷地域課	小事業名	北郷地区観光施設管理運営費				予算書		
会計	一般会計	事業名	北郷地区観光施設修繕				ページ		
予算	款	6 商工費	事業費	左の財源内訳					
	項	2 観光費		(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
	目	1 観光振興費							
要求区分	現計予算の増減		535					535	
事業区分	継続事業								
事業の目的・意図・効果・補正理由									
スカイロジ銀河村の便器（管理棟及びロッジ）が凍結によるひび割れが原因で汚水が漏れ出しているため、コーキング補修等を行い、施設環境の維持を図る。また、板ヶ原オートキャンプ場の外灯が故障により漏電しているため、電源部及び照明器具の取替えを行い、施設設備の維持・改善を図る。									
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）									
<p>①スカイロジ銀河村トイレ修繕 158,881円 ・洋式便器 8基</p> <p>②板ヶ原オートキャンプ場外灯修繕 375,350円 ・修繕に伴い水銀灯をLED化 場内3箇所</p>									

担当課	北郷地域課	小事業名	北郷地区観光施設管理運営費				予算書		
会計	一般会計	事業名	中小屋県道宇納間日之影線横トイレ解体工事				ページ		
予算	款	6 商工費	事業費	左の財源内訳					
	項	2 観光費		(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
	目	1 観光振興費							
要求区分	現計予算の増減		306					306	
事業区分	継続事業								
事業の目的・意図・効果・補正理由									
中小屋地区の県道宇納間日之影線横（町境付近）のトイレは汲み取り方式で、施設設備の老朽化もあり、衛生面を考慮してコロナ禍から現在にわたり使用を禁止していることから、解体撤去を行うものであるが、工事に係る経費の増額で観光施設管理運営費の予算額が不足するため、補正により対応したい。									
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）									
<p>○中小屋県道宇納間日之影線横トイレ解体工事 2,108,700円〔見積額〕－1,803,600円〔予算残額〕＝305,100円〔補正増額〕</p>									

(様式1)

主要事業等説明資料

担当課	建設課	小事業名	生活道整備事業				予算書	
会 計	一般会計	事業名	生活道整備事業				ページ	
予算	款	7 土木費	事業費 (千円)	左の財源内訳				23
	項	1 土木管理費		国	県	地方債	その他	一般財源
	目	1 土木総務費					600	800
要求区分	現計予算の増減		1,400				600	800
事業区分	継続事業							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
台風10号の暗渠詰まりにより道路が崩壊し通行が困難になっている生活道の整備を実施し、住民の通行の安全性及び利便性の向上を図る。								
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）								
○生活道整備事業 14. 工事請負費 C = 1,400千円								
単位：千円								
事業内容・地区		事業量	事業費	分担金	町費	備考		
生活道整備・北郷宇納間		1戸	1,400	600	800	路肩崩壊		
計		1戸	1,400	600	800			

担当課	建設課	小事業名	町道維持管理費(道路維持費)				予算書	
会 計	一般会計	事業名	町道維持管理費(道路維持費)				ページ	
予算	款	7 土木費	事業費 (千円)	左の財源内訳				23
	項	2 道路橋梁費		国	県	地方債	その他	一般財源
	目	1 道路維持費						3,000
要求区分	現計予算の増減		3,000					3,000
事業区分	継続事業							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
台風10号で被災した箇所への安全対策と道路の路面整備等を早急に行い、安全な通行の確保を図りたい。								
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）								
○12 委託料 維持管理委託料 西郷地区 C=3,000,000円								

(様式1)

主要事業等説明資料

担当課	建設課	小事業名	公営住宅維持管理費				予算書 ページ								
会計	一般会計	事業名	公営住宅維持管理費（修繕費）				24								
予算	款	7 土木費	事業費 (千円)	左の財源内訳											
	項	3 住宅費		国	県	地方債	その他	一般財源							
目	1 公営住宅管理費					1,500									
要求区分	現計予算の増減		1,500												
事業区分	継続事業														
事業の目的・意図・効果・補正理由															
<p>老朽化に伴う補修修繕や退去後の修繕等を適正に行い、公営住宅の適正な維持管理を行う。</p>															
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）															
<p>○10 需用費（修繕費）</p> <p>現予算額で不足される修繕費 1,500 千円</p> <p>当初予算額 月平均執行額</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>当初予算額</th><th>1月から3月までの 平均執行額</th><th>3月末までに 予想される額</th><th>不足額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000</td><td>500</td><td>6,500</td><td>1,500</td></tr> </tbody> </table>								当初予算額	1月から3月までの 平均執行額	3月末までに 予想される額	不足額	5,000	500	6,500	1,500
当初予算額	1月から3月までの 平均執行額	3月末までに 予想される額	不足額												
5,000	500	6,500	1,500												

担当課	建設課	小事業名	公営住宅改築改修費				予算書 ページ
会計	一般会計	事業名	公営住宅改築改修事業				24
予算	款	7 土木費	事業費 (千円)	左の財源内訳			
	項	3 住宅費		国	県	地方債	その他
目	1 公営住宅管理費						
要求区分	現計予算の増減		700				700
事業区分	継続事業						
事業の目的・意図・効果・補正理由							
<p>10月の豪雨にて西郷地区 愛宕団地駐車場背面の地山法面崩壊により、一部の入居者車両が駐車できない状況となったため、崩壊法面の改修を実施し駐車場の安全を図る。</p>							
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）							
<p>○公営住宅改修事業</p> <p>14. 工事請負費</p> <p>法面改修工事 C=700,000円</p>							

担当課	建設課	小事業名	一般住宅支援費				予算書	
会 計	一般会計	事業名	一般住宅支援事業				ページ	
予 算	款	7 土木費	事業費 (千円)	左の財源内訳				24
	項	3 住宅費		国	県	地方債	その他	一般財源
	目	3 一般住宅対策費						
要求区分	現計予算の増減	260	90	84			86	
事業区分	継続事業							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
耐震性の無い住宅の耐震診断及を行い強靱な住宅整備を図る。								
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）								
○木造住宅耐震診断事業（追加） 単位：千円								
件数	事業内容	事業費	財源内訳			備 考		
			国	県	町			
2 件	耐震診断	260	90	84	86	西郷2件		

担当課	建設課	小事業名	急傾斜地崩壊対策費				予算書	
会 計	一般会計	事業名	堆積土砂等除去事業				ページ	
予 算	款	7 土木費	事業費 (千円)	左の財源内訳				24
	項	4 河川費		国	県	地方債	その他	一般財源
	目	1 河川砂防費						
要求区分	新規要求	600				180	420	
事業区分	新規事業							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
自然災害にて住宅敷地内に発生した崩壊土砂及び流入土砂、倒木及び流木によって生活等に支障を来し、自力で処置が困難な者に対してそれらの除去を実施し生活の安定を図る。								
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）								
美郷町災害関連急傾斜地崩壊対策事業に該当しない住宅敷地内に発生した、堆積土砂等の除去費用5万円以上30万円を上限に委託費にて除去を行い、費用の3割を分担金として申請者より徴収する。								
○12 委託料 600千円 単位：千円								
地区名	委託料	分担金	町費	備考				
西郷田代	300	90	210	崩壊土砂除去				
北郷宇納間	300	90	210	崩壊土砂除去				
合 計	600	180	420					

(様式1)

主要事業等説明資料

担当課	教育課	小事業名	教職員住宅整備改修費				予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	教職員住宅改修事業				26
予 算	款 9	教育費	事業費 (千円)	左の財源内訳			
	項 1	教育総務費		国	県	地方債	その他
	目 4	住宅管理費					一般財源
要求区分	現計予算の増減	1,680				1,680	
事業区分	継続事業						
事業の目的・意図・効果・補正理由							
<p>教職員が町内に居住する事を目的として、北郷地区の教職員住宅の改修工事を施工中であるが、以下の状況が見られたため、追加工事が必要となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シロアリ被害により床等の改修及びシロアリ防除工事 ・床下への雨水の流入が見られ土間部分の一部陥没があったため、ベタ基礎の施工 ・雨水流入防止のための側溝設置 等 							
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）							
追加工事費（概算）2,880,000円-1,200,000円（入札残）= 1,680,000円							

担当課	教育課	小事業名	社会教育一般経費				予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	社会教育施設営繕委託事業				28
予 算	款 9	教育費	事業費 (千円)	左の財源内訳			
	項 6	社会教育費		国	県	地方債	その他
	目 1	社会教育総務費					一般財源
要求区分	現計予算の増減	121				121	
事業区分	新規事業						
事業の目的・意図・効果・補正理由							
<p>和田地区にある記念碑の後部に、旧西郷村時代における和田公民館の標語が残されている。多年を経過し鉄骨と木材の腐食が進み、一部には落下しているものもあることから、早急に撤去を行い、周辺の安全を確保する。</p>							
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）							
<p>老朽化看板撤去委託料 121,000円 ユニック車リース料、産廃処分費を含む</p>							

担当課	教育課	小事業名	スポーツ振興				予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	ロードレースin百済の里補助金				28
予 算	款 9 教育費	事業費	左の財源内訳				一般財源
	項 6 社会教育費		(千円)	国	県	地方債	
目	5 保健体育総務費	417					417
要求区分	現計予算の増減						
事業区分	継続事業						
事業の目的・意図・効果・補正理由							
<p>第27回ロードレースin百済の里大会は、台風10号で被害を受けた町道伍味・下仮屋線が一部通行不能となりコース変更の必要がある。よって、変更したコースのセンターにコーンの配置を増大し、大会参加者の安全確保を図る。また、前回大会において、沿道設置の応援旗が古くなり色褪せや破れについて指摘があったことから、新調し大会気運の醸成を図るもの。</p>							
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）							
<p>ロードレースin百済の里補助金増額</p> <p>①交通整理用コーン・コーンベース・コーンバー 520m分 110セット×990円＝108,900円</p> <p>②コーンバー抜き 66セット×660円＝ 43,560円 計 152,460円</p> <p>③応援旗2色カラー（800×650） 60枚×4,400円＝264,000円</p> <p style="text-align: right;">合計 416,460円</p>							

担当課	教育課	小事業名	スポーツ振興				予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	市町村駅伝大会補助金				28
予 算	款 9 教育費	事業費	左の財源内訳				一般財源
	項 6 社会教育費		(千円)	国	県	地方債	
目	5 保健体育総務費	150					150
要求区分	現計予算の増減						
事業区分	継続事業						
事業の目的・意図・効果・補正理由							
<p>市町村駅伝競走大会(R7.1.13)への出場準備を進めているが、選手団の宿泊費や燃料費、食糧費等が物価高騰の影響を大きく受けている。また、第15回の記念大会を機に10年以上が経過するユニフォームの新調を計画し、町内において寄付を募ったが目標額には達しなかった。そのためこれらの不足分を補正し、万全な体制で大会へ挑むもの。</p>							
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）							
<p>市町村駅伝競走大会補助金 150,000円</p> <p>①宿泊費、燃料費、食糧費の不足見込 27,000円</p> <p>②ユニフォーム新調経費不足分 123,000円（目標額360,000円－寄付金額237,000円） ※11月18日現在</p>							

担当課	教育課	小事業名	美郷町給食施設運営管理費				予算書															
会 計	一般会計	事業名	学校給食食器整備事業				ページ															
予 算	款 9	教育費	事業費	左の財源内訳				29														
	項 6	社会教育費		(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源													
	目 7	学校給食施設費						690	113													
要求区分	新規要求	803																				
事業区分	新規事業																					
事業の目的・意図・効果・補正理由																						
育英奨学事業を実施している民間の事業者が、日向・東臼杵郡の1市2町2村に奨学金の余剰金を、児童生徒数に応じて寄付いただけることになった。特定寄付金として受け入れ、学校給食食器整備事業に活用する。(寄付者は匿名での寄付を希望)																						
事業の概要(積算根拠、特定財源の名称等)																						
消耗品費(事業関係、その他) 南郷給食センター 食器購入 <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">・汁椀(幼稚園用)</td><td style="width:50%; text-align:right;">995円×25枚=24,875円</td></tr> <tr> <td>・汁椀(小中学生用)</td><td style="text-align:right;">1,080円×130枚=140,400円</td></tr> <tr> <td>・ごはん椀(全学年)</td><td style="text-align:right;">1,200円×155枚=186,000円</td></tr> <tr> <td>・パン、カレー用深皿(全学年)</td><td style="text-align:right;">1,360円×155枚=210,800円</td></tr> <tr> <td>・おかず用底平深皿(全学年)</td><td style="text-align:right;">1,080円×155枚=167,400円</td></tr> <tr> <td>(消費税)</td><td style="text-align:right;">72,947円</td></tr> <tr> <td style="text-align:right;">計</td><td style="text-align:right;">802,422円</td></tr> </table>									・汁椀(幼稚園用)	995円×25枚=24,875円	・汁椀(小中学生用)	1,080円×130枚=140,400円	・ごはん椀(全学年)	1,200円×155枚=186,000円	・パン、カレー用深皿(全学年)	1,360円×155枚=210,800円	・おかず用底平深皿(全学年)	1,080円×155枚=167,400円	(消費税)	72,947円	計	802,422円
・汁椀(幼稚園用)	995円×25枚=24,875円																					
・汁椀(小中学生用)	1,080円×130枚=140,400円																					
・ごはん椀(全学年)	1,200円×155枚=186,000円																					
・パン、カレー用深皿(全学年)	1,360円×155枚=210,800円																					
・おかず用底平深皿(全学年)	1,080円×155枚=167,400円																					
(消費税)	72,947円																					
計	802,422円																					

担当課	建設課	小事業名	農地・農業施設災害復旧事業(補助)				予算書		
会 計	一般会計	事業名	農地・農業施設災害復旧事業(補助)				ページ		
予 算	款 10	災害復旧費	事業費	左の財源内訳				30	
	項 1	農林水産業施設災害復旧費		(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
	目 1	農地・農業用施設災害復旧費						1,500	37,500
要求区分	現計予算の増減	39,000							
事業区分	継続事業								
事業の目的・意図・効果・補正理由									
台風10号で被災した農地・農業用施設の早期復旧を行い、次期営農の支障とならないようにしたい。									
事業の概要(積算根拠、特定財源の名称等)									
○工事請負費 台風10号被害の復旧に伴う工事費 39,000,000円									
単位：千円									
区分	箇所数	工事請負費	委託料	計	補助率	県費	町費	受益者負担金	
農地	10件	30,000	0	30,000	50%	-	28,500	1,500	
農業用施設	2件	9,000	0	9,000	65%	-	9,000	0	
計	12件	39,000	0	39,000	-	0	37,500	1,500	
※工事に伴う補助金は施越として来年度申請予定									

(様式1)

主要事業等説明資料

担当課	建設課	小事業名	農地・農業施設災害復旧事業(単独)				予算書 ページ																													
会計	一般会計	事業名	農地・農業施設災害復旧事業(単独)				30																													
予算	款	10 災害復旧費	事業費	左の財源内訳																																
	項	1 農林水産業施設災害復旧費	(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源																												
要求区分	現計予算の増減		17,000				440	16,560																												
事業区分	継続事業																																			
事業の目的・意図・効果・補正理由																																				
<p>台風10号で被災した農地・農業用施設の早期復旧のため、重機借上料及び工事請負費を予算計上したい。</p>																																				
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）																																				
<p>・使用料及び賃借料 重機借上料 (西郷1 1箇所・南郷2 2箇所・北郷4 箇所) 7,000,000円 (受益者負担金 350,000円)</p> <p>工事請負費 10,000,000円</p> <p style="text-align: right;">単位：千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>箇所数</th><th>工事請負費</th><th>補助率</th><th>県費</th><th>町費</th><th>受益者負担金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地</td><td>6件</td><td>1,800</td><td>—</td><td>—</td><td>1,710</td><td>90</td></tr> <tr> <td>農業用施設</td><td>5件</td><td>8,200</td><td>—</td><td>—</td><td>8,200</td><td>0</td></tr> <tr> <td>計</td><td>11件</td><td>10,000</td><td>—</td><td>—</td><td>9,910</td><td>90</td></tr> </tbody> </table>									区分	箇所数	工事請負費	補助率	県費	町費	受益者負担金	農地	6件	1,800	—	—	1,710	90	農業用施設	5件	8,200	—	—	8,200	0	計	11件	10,000	—	—	9,910	90
区分	箇所数	工事請負費	補助率	県費	町費	受益者負担金																														
農地	6件	1,800	—	—	1,710	90																														
農業用施設	5件	8,200	—	—	8,200	0																														
計	11件	10,000	—	—	9,910	90																														

担当課	建設課	小事業名	林業施設災害復旧事業(単独)				予算書 ページ	
会計	一般会計	事業名	林業施設災害復旧事業(単独)				30	
予算	款	10 災害復旧費	事業費	左の財源内訳				
	項	1 農林水産業施設災害復旧費	(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
要求区分	現計予算の増減		4,000					4,000
事業区分	継続事業							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
<p>台風10号で被災した箇所の復旧工事を早急に行い、安全な通行の確保を図りたい。</p>								
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）								
<p>○委託料 災害査定測量設計委託料 台風10号災害測量設計委託業務不足分 4,000 千円</p>								

(様式1)

主要事業等説明資料

担当課	建設課	小事業名	林業施設災害復旧事業(県単)				予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	林業施設災害復旧事業(県単)				30	
予 算	款	10 災害復旧費	事業費	左の財源内訳				
	項	1 農林水産業施設災害復旧費	(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
要求区分	新規要求	3,500					1,800	
事業区分	新規事業				1,700			
事業の目的・意図・効果・補正理由								
台風10号で被災した箇所の復旧工事を早急に行い、安全な通行の確保を図りたい。								
事業の概要(積算根拠、特定財源の名称等)								
林業施設災害復旧事業(県単)								
県単林道施設災害復旧工事請負費				3,500 千円				
区名	路線名	事業量	事業費	事業費内訳		補助	町費	備考
				測量設計	工事請負費	50%以内		
南郷	笹の峠線	10 m	3,500		3,500	1,700	1,800	台風10号被災

担当課	建設課	小事業名	道路橋梁災害復旧事業(補助)				予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	道路橋梁災害復旧事業(補助)				30	
予 算	款	10 災害復旧費	事業費	左の財源内訳				
	項	2 公共土木施設災害復旧費	(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
要求区分	現計予算の増減	287,000						
事業区分	継続事業			193,430		94,600		△ 1,030
事業の目的・意図・効果・補正理由								
台風10号で被災した箇所の復旧工事を早急に行い、安全な通行の確保を図りたい。								
事業の概要(積算根拠、特定財源の名称等)								
○工事請負費 台風10号災害復旧工事費								
				C=287,000,000円				

(様式1)

主要事業等説明資料

担当課	町民生活課	小事業名	工事請負費				予算書 ページ
会計	簡水事業会計	事業名	工事請負費				7
予算	款	4 資本的支出	事業費	左の財源内訳			
	項	1 建設改良費	(千円)	国	県	地方債	その他
目	1 建設改良費	3,553					3,553
要求区分	現計予算の増減						
事業区分	継続事業						
事業の目的・意図・効果・補正理由							
○施設の長寿命化を図るとともに、良質な水道水を安定的に供給する。							
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）							
○小黒木浄水場次亜注入機設置工事 1,650,000円 設置費 1,500,000円×1.1=1,650,000円							
○神門浄水場塩素剤注入設備設置工事 1,903,000円 設置費 1,730,000円×1.1=1,903,000円							

議案第 8 1 号

令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2 2 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 7 0, 4 7 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県支出金		759,841	△216	759,625
	1 県補助金	759,841	△216	759,625
10 繰入金		92,336	△7	92,329
	1 他会計繰入金	71,021	△7	71,014
歳入合計		970,701	△223	970,478

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		16,265	△475	15,790
	1 総務管理費	15,187	△475	14,712
6 保健事業費		18,042	252	18,294
	1 保健事業費	5,953	252	6,205
歳 出	合 計	970,701	△223	970,478

令和 6 年度

美郷町国民健康保険事業特別会計

事 項 別 明 細 書

歲 入

2 歳 入

(款) 6 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
6		県支出金	759,841	△216	759,625			
	1	県補助金	759,841	△216	759,625			
		1 保険給付費等交付金	759,841	△216	759,625	2 特別交付金	△216	1 保険者努力支援分 (1) 保険者努力支援分 2 都道府県繰入金 (1) 都道府県繰入金 (2号分)
10		繰入金	92,336	△7	92,329			
	1	他会計繰入金	71,021	△7	71,014			
		1 一般会計繰入金	71,021	△7	71,014	3 職員給与費等繰入金	△7	1 職員給与費等繰入金 (1) 職員給与費等繰入金

歲 出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			総 務 費	16,265	△475	15,790	△475				
			総務管理費	15,187	△475	14,712	△475				
		1	一般管理費	13,976	△475	13,501	県支出金 △468 その他 △7				
								2 給 料	106	1 一般管理費 システム改修委託料	△599 (△468)
								4 共 済 費	18	加入者情報等発送準備委託料	(△131)
								12 委 託 料	△599	2 一般職員人件費(国民健康保険) 給料 縣市町村職員共済組合負担金	124 (106) (18)

(款) 6 保健事業費
 (項) 1 保健事業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
6		保健事業費	18,042	252	18,294	252				
	1	保健事業費	5,953	252	6,205	252				
		1 保健衛生普及費	437	42	479	県支出金				
						42		12 委託料	42	1 保健衛生普及費 医療費通知処理委託手数料 (42)
		2 疾病予防費	5,516	210	5,726	県支出金				
						210		1 報酬	256	1 疾病予防費 報酬 (パートタイム会計年度任用職員) (256)
								3 職員手当等	119	期末手当 (パートタイム会計年度任用職員) (64)
								8 旅費	△165	勤勉手当 (パートタイム会計年度任用職員) (55) 費用弁償 (会計年度職員通勤手当) (△165)

議案第 8 2 号

令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 2 6, 0 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 1 7, 2 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		281,944	△17,695	264,249
	1 国庫負担金	151,319	△8,655	142,664
	2 国庫補助金	130,625	△9,040	121,585
4 支払基金交付金		251,776	39,969	291,745
	1 支払基金交付金	251,776	39,969	291,745
5 県支出金		149,189	△5,181	144,008
	1 県負担金	138,624	△5,181	133,443
7 繰入金		156,056	8,921	164,977
	1 一般会計繰入金	156,055	8,921	164,976
歳入合計		1,091,190	26,014	1,117,204

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		25,908	831	26,739
	1 総務管理費	10,942	292	11,234
	4 認定調査等費	8,542	539	9,081
2 保険給付費		892,145	0	892,145
	1 介護サービス等諸費	771,204	1,600	772,804
	4 特定入所者介護サービス等費	69,225	△6,500	62,725
	5 介護予防サービス等諸費	26,170	4,900	31,070
8 予 備 費		88,738	25,183	113,921
	1 予 備 費	88,738	25,183	113,921
歳 出	合 計	1,091,190	26,014	1,117,204

令和6年度

介護保険事業特別会計補正予算

事 項 別 明 細 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	281,944	△17,695	264,249
4 支払基金交付金	251,776	39,969	291,745
5 県支出金	149,189	△5,181	144,008
7 繰入金	156,056	8,921	164,977
歳入合計	1,091,190	26,014	1,117,204

歳

入

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
3		国庫支出金	281,944	△17,695	264,249			
	1	国庫負担金	151,319	△8,655	142,664			
		1	介護給付費負担金	151,319	△8,655	142,664	1 現年度分	△8,655
	2	国庫補助金	130,625	△9,040	121,585			
		1	調整交付金	109,289	△9,040	100,249	1 現年度分	△9,040
4		支払基金交付金	251,776	39,969	291,745			
	1	支払基金交付金	251,776	39,969	291,745			
		1	介護給付費交付金	240,879	39,969	280,848	1 現年度分	39,969
5		県支出金	149,189	△5,181	144,008			
	1	県負担金	138,624	△5,181	133,443			
		1	介護給付費負担金	138,624	△5,181	133,443	1 現年度分	△5,181
7		繰入金	156,056	8,921	164,977			
	1	一般会計繰入金	156,055	8,921	164,976			
		2	その他一般会計繰入金	26,798	831	27,629	2 事務費繰入金	831
	5	低所得者保険料軽減繰入金	7,176	8,090	15,266	1 現 年 分	8,090	1 現年分 (1)低所得軽減繰入金

(介護保険事業特別会計)

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			総 務 費	25,908	831	26,739	831				
			1 総務管理費	10,942	292	11,234	292				
			1 一般管理費	10,941	292	11,233	その他				
							292		12 委 託 料	292	1 介護保険一般経費 介護保険システム改修業務委託料 292 (292)

(介護保険事業特別会計)

(款) 1 総務費

(項) 4 認定調査等費

(単位：千円)

	4	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			認 定 調 査 等 費	8,542	539	9,081	539				
			1 認定調査等費	8,542	539	9,081	その他				
							539		1 報 酬	539	1 認定調査等費 介護認定調査員報酬 (パートタイム会計年度任用職員) 539 (539)

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位: 千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		保険給付費	892,145	0	892,145	17,093	△17,093			
		介護サービス等諸費	771,204	1,600	772,804	16,152	△14,552			
	1	居宅介護サービス等給付費	222,093	△30,000	192,093	国庫補助金 △18,101 県支出金 △250 その他 △3,245	△8,404	18 負担金補助 及び交付金	△30,000	1 居宅介護サービス等給付費 居宅介護サービス等給付費負担金 △30,000 (△30,000)
	3	施設介護サービス等給付費	451,074	36,000	487,074	国庫補助金 9,702 県支出金 △6,083 その他 36,041	△3,660	18 負担金補助 及び交付金	36,000	1 施設介護サービス等給付費 施設介護サービス等給付費負担金 36,000 (36,000)
	5	居宅介護福祉用具購入費	258	70	328	国庫補助金 6 県支出金 17 その他 42	5	18 負担金補助 及び交付金	70	1 居宅介護福祉用具購入費 福祉用具購入費負担金 70 (70)
	6	居宅介護住宅改修費	1,107	0	1,107	国庫補助金 △56 県支出金 27 その他 49	△20			
	9	地域密着型サービス等給付費	73,750	△4,000	69,750	国庫補助金 △4,791 県支出金 1,215 その他 1,544	△1,968	18 負担金補助 及び交付金	△4,000	1 地域密着型サービス等給付費 地域密着型サービス等給付費負担金 △4,000 (△4,000)

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費
(項) 1 介護サービス等諸費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
		10	22,922	△470	22,452	国庫補助金 △1,279	△505					
		居宅介護支援サービス等給付費				県支出金 493		18	負担金補助及び交付金	△470	1 居宅介護支援サービス等給付費 居宅介護支援サービス等給付費負担金	△470 (△470)
						その他 821						

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費
(項) 3 高額介護サービス等費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
		3	24,959	0	24,959	477	△477				
		1	21,551	0	21,551	国庫補助金 △1,082	△412				
		高額介護サービス等費				県支出金 529					
						その他 965					
		3	3,408	0	3,408	国庫補助金 △171	△65				
		高額合算療養費				県支出金 83					
						その他 153					

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費

(項) 4 特定入所者介護サービス等費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
	4	特定入所者 介護サービス等費	69,225	△6,500	62,725	△4,270	△2,230				
	1	特定入所者 介護サービス等費	69,225	△6,500	62,725	国庫補助金 △1,990 県支出金 △2,524 その他 244	△2,230	18 負担金補助 及び交付金	△6,500	1 特定入所者介護サービス等費 特定入所者介護サービス費等負担金	△6,500 (△6,500)

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費

(項) 5 介護予防サービス等諸費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
5		介護予防サービス等諸費	26,170	4,900	31,070	4,723	177				
	1	介護予防サービス等給付費	8,076	4,200	12,276	国庫補助金 815 県支出金 751 その他 2,210	424	18 負担金補助及び交付金	4,200	1 介護サービス等給付費 介護予防サービス等給付費負担金	4,200 (4,200)
	3	介護予防福祉用具購入費	300	0	300	国庫補助金 △15 県支出金 6 その他 13	△4				
	4	介護予防住宅改修費	1,068	100	1,168	国庫補助金 △28 県支出金 40 その他 92	△4	18 負担金補助及び交付金	100	1 介護予防住宅改修費 介護予防住宅改修費負担金	100 (100)
	5	居宅介護支援サービス等給付費	2,603	600	3,203	国庫補助金 33 県支出金 154 その他 380	33	18 負担金補助及び交付金	600	1 居宅介護支援サービス等給付費 居宅介護支援サービス等給付費負担金	600 (600)
	6	介護予防地域密着型サービス給付費	14,123	0	14,123	国庫補助金 △708 県支出金 347 その他 633	△272				

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費
 (項) 6 審査支払手数料

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
	6	審査支払手数料	587	0	587	11	△11			
	1	審査支払手数料	587	0	587	国庫補助金 △30 県支出金 14 その他 27	△11			

(介護保険事業特別会計)

(款) 8 予備費
 (項) 1 予備費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区	分		金
8		予備費	88,738	25,183	113,921		25,183				
	1	予備費	88,738	25,183	113,921		25,183				
	1	予備費	88,738	25,183	113,921		25,183	29	予備費	25,183	
									1	予備費(介護保険) 予備費	25,183 (25,183)

(介護保険事業特別会計)

議案第 8 3 号

令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の総額は、「第 1 表歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳出予算補正

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		149,783	6,147	155,930
	1 総務管理費	149,098	6,147	155,245
5 予備費		56,727	△6,147	50,580
	1 予備費	56,727	△6,147	50,580
歳出合計		253,129	0	253,129

令和 6 年度

美郷町国民健康保険診療所事業特別会計

事 項 別 明 細 書

歲 出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			総務費	149,783	6,147	155,930		6,147			
	1		総務管理費	149,098	6,147	155,245		6,147			
		1	一般管理費	149,098	6,147	155,245		6,147			
									1 報 酬	513	1 診療所運営管理費(南郷診療所) 268 電気料 (265)
									2 給 料	2,254	水道料 (3)
									3 職員手当等	1,406	2 一般職員等人件費(診療所) 3,001 給料 (755)
									4 共 済 費	1,706	特殊勤務手当 (140) 期末手当 (150)
									10 需 用 費	268	勤勉手当 (250) 県市町村職員共済組合負担金 (1,706)
											3 会計年度任用職員人件費(南郷診療所) 2,583 報酬(パートタイム会計年度任用職員) (513) 給料(フルタイム会計年度任用職員) (1,264) 期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (334) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (97) 勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) (290) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (85)
											4 会計年度任用職員人件費(北郷診療所) 295 給料(フルタイム会計年度任用職員) (235) 期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (60)

(款) 5 予備費
(項) 1 予備費

(単位：千円)

5	1	予備費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
		予備費	56,727	△6,147	50,580		△6,147				
	1	予備費	56,727	△6,147	50,580		△6,147				
		1 予備費	56,727	△6,147	50,580		△6,147				
								29 予備費	△6,147	1 予備費(国保診療所) 予備費	△6,147 (△6,147)

(国民健康保険診療所事業特別会計)

議案第 8 4 号

令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入	
第 1 款 病院事業収益	7 5 1, 9 5 1 千円	3 6 0 千円	7 5 2, 3 1 1 千円
第 1 項 医 業 収 益	4 8 4, 6 8 3 千円	3 6 0 千円	4 8 5, 0 4 3 千円
		支 出	
		(補正予定額)	(計)
第 1 款 病院事業費用	7 5 1, 9 5 1 千円	3 6 0 千円	7 5 2, 3 1 1 千円
第 1 項 医 業 費 用	7 2 5, 1 8 0 千円	3 6 0 千円	7 2 5, 5 4 0 千円

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように定める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	461,953千円	△1,178千円	460,775千円

令和6年12月6日提出

美郷町長 田中秀俊

令和06年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 病院事業収益			751,951	360	752,311	
	1. 医業収益		484,683	360	485,043	
		3. 介護保険事業収益	564	360	924	

令和06年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）実施計画
 収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 病院事業費用			751,951	360	752,311	
	1. 医業費用		725,180	360	725,540	
		1. 給与費	461,953	△1,178	460,775	
		2. 材料費	90,893	5,019	95,912	
		3. 経費	113,064	△2,149	110,915	
		4. 減価償却費	55,845	△2,100	53,745	
		5. 資産減耗費	300	768	1,068	

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 病院事業収益			751,951	360	752,311			0
	1. 医業収益		484,683	360	485,043			0
		3. 介護保険事業収益	564	360	924			0
						居宅サービス事業収益	360	介護保険サービス事業 360
【合計】			751,951	360	752,311			

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		4. 減価償却費	55,845	△2,100	53,745			0
						建物減価償却費	△2,100	△2,100
		5. 資産減耗費	300	768	1,068			0
						棚卸資産減耗費	768	資産減耗 768
		【合 計】	751,951	360	752,311			

令和 6 年 度

美 郷 町 簡 易 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算
(第2号)

宮 崎 県 美 郷 町

令和6年12月6日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

令和6年度 美郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号)実施計画

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的収入		36,101	3,553	39,654	
	4	他会計補助金	0	3,553	3,553	
		1 他会計補助金	0	3,553	3,553	

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			82,801	3,553	86,354	
	1 建設改良費		35,857	3,553	39,410	
		1 建設改良費		35,857	3,553	39,410

令和6年度 美郷町簡易水道事業会計補正予算(第2号) 事項別明細書

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1	資本的收入		36,101	3,553	39,654			
	4	他会計補助金	0	3,553	3,553			
		1 他会計補助金	0	3,553	3,553	1 他会計補助金	3,553	他会計補助金 3,553

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区 分	金 額	
1 資本の支出			82,801	3,553	86,354			
	1 建設改良費		35,857	3,553	39,410			
		1 建設改良費		35,857	3,553	39,410	34 工事請負費	3,553

令和6年度

美郷町農業集落排水事業会計補正予算
(第2号)

宮崎県美郷町

議案第 86 号

令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 6 年度美郷町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 36,820 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 502 千円及び引継金 36,318 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,372 千円は、引継金 2,372 千円」に改め、資本的収入の予定額を以下のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	15,439 千円	34,448 千円	49,887 千円
第 3 項 県補助金	0 千円	34,448 千円	34,448 千円

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

令和6年度 美郷町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1	資本的收入		15,439	34,448	49,887	
	3	県補助金	0	34,448	34,448	
		1 県補助金	0	34,448	34,448	

令和6年度 美郷町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)事項別明細書

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1	資本的收入		15,439	34,448	49,887			
	3	県補助金	0	34,448	34,448			
		1	0	34,448	34,448	1	34,448	県補助金 34,448

議案第 8 7 号

美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 0 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 2 2 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 0 . 0</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 0 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 2 2 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 2 . 5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則第 2 項及び第 3 項の規定は令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

(令和 6 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和 6 年 1 2 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 7 0 . 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 7 5 . 0」とする。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定により議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 2 号）の一部改正に準じて、美郷町議会議員の期末手当の改正を行うため、この条例案を提案する。

議案第 88 号

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

町長等の給料及び旅費に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 町長等の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 50 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 22 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170.0</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 町長等の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 50 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 22 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし、附則第 2 項及び第 3 項の規定は令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

(令和 6 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和 6 年 12 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 170.0」とあるのは「100 分の 175.0」とする。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定により町長等に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和 6 年 12 月 6 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）の一部改正に準じて、町長等の期末手当の改正を行うため、この条例案を提案する。

議案第 89 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

一般行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500

31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700

70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400	386,400	398,400	
95		299,700	347,800	386,700	398,600	
96		300,100	348,200	387,000	398,800	
97		300,300	348,400	387,300	399,000	
98		300,600	348,800	387,600	399,200	
99		301,000	349,200	387,900	399,400	
100		301,400	349,500	388,200	399,600	
101		301,600	349,800	388,500	399,800	
102		301,900	350,200	388,700		
103		302,200	350,600	388,900		
104		302,500	351,000	389,100		
105		302,700	351,500	389,300		
106		303,000	351,900	389,500		
107		303,300	352,300	389,700		
108		303,600	352,700	389,900		

	109		303,800	353,200	390,100		
	110		304,200	353,600	390,300		
	111		304,600	353,900	390,500		
	112		304,900	354,200	390,700		
	113		305,100	354,700	390,900		
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用 短時間勤務職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200

15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
22	357,100	420,500	464,100	524,000	
23	360,200	422,000	465,900	525,800	
24	363,200	423,500	467,700	527,600	
25	366,200	424,900	469,500	529,200	
26	368,500	426,400	471,300	531,000	
27	370,800	427,900	473,100	532,800	
28	373,000	429,300	474,900	534,600	
29	374,900	430,700	476,700	536,200	
30	376,600	432,200	478,500	538,000	
31	378,300	433,700	480,300	539,800	
32	380,100	435,100	482,100	541,500	
33	381,900	436,500	483,900	543,100	
34	383,700	438,000	485,800	544,900	
35	385,300	439,500	487,700	546,600	
36	386,700	440,900	489,600	548,300	
37	388,100	442,300	491,500	549,800	
38	389,600	443,700	493,200	551,400	
39	391,100	445,100	495,000	552,800	
40	392,600	446,500	496,800	554,400	
41	394,100	447,900	498,400	555,900	
42	394,800	449,300	500,200	557,300	
43	395,400	450,700	502,000	558,700	
44	396,100	452,100	503,600	560,000	
45	397,000	453,500	505,000	561,200	
46	397,600	454,900	506,700	562,200	
47	398,200	456,300	508,500	563,200	
48	398,800	457,700	510,200	564,200	
49	399,400	459,100	511,700	565,200	
50	399,900	460,800	513,000	566,100	
51	400,400	462,400	514,300	567,000	
52	400,900	464,000	515,600	567,900	
53	401,400	465,600	516,600	568,700	

54	401,800	466,800	517,900	569,600	
55	402,200	468,000	519,200	570,500	
56	402,600	469,100	520,500	571,400	
57	403,000	470,100	521,500	572,300	
58	403,400	471,100	522,300	573,200	
59	403,800	472,000	523,100	574,100	
60	404,200	472,800	523,900	574,800	
61	404,600	473,500	524,800	575,700	
62	405,000	474,200	525,600	576,600	
63	405,400	474,900	526,400	577,500	
64	405,800	475,500	527,100	578,400	
65	406,100	476,200	527,900	579,300	
66		476,900	528,700		
67		477,500	529,400		
68		478,100	530,300		
69		478,400	531,200		
70		479,000	532,000		
71		479,700	532,900		
72		480,400	533,800		
73		480,800	534,600		
74		481,400	535,500		
75		482,100	536,400		
76		482,800	537,100		
77		483,200	537,900		
78		483,800	538,800		
79		484,400	539,700		
80		484,900	540,600		
81		485,400	541,400		
82		485,900	542,300		
83		486,400	543,200		
84		486,900	544,100		
85		487,300	544,900		
86		487,800	545,800		
87		488,200	546,700		
88		488,700	547,600		
89		489,200	548,400		
90		489,800			
91		490,400			
92		490,800			

	93		491,300			
	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定年前再任用 短時間勤務職 員		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師に適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員以外の 職員	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000

26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900
56	428,600	278,80	310,200	335,400	377,000	409,200
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400

65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200	
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800	
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400	
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800	
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300	
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600	
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100	
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600	
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900	
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400	
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800	
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200	
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600	
86		294,100	330,400	351,200		
87		294,300	330,600	351,500		
88		294,500	330,900	351,800		
89		294,900	331,300	352,200		
90		295,100	331,700	352,500		
91		295,300	332,000	352,800		
92		295,500	332,300	353,100		
93		295,900	332,600	353,500		
94		296,100	332,800	353,800		
95		296,300	333,200	354,100		
96		296,600	333,500	354,400		
97		296,900	333,700	354,700		
98		297,100	334,000	355,100		
99		297,300	334,300	355,500		
100		297,600	334,600	355,900		
101		297,900	334,800	356,400		
102		298,100	335,100	356,800		
103		298,300	335,400	357,200		

	104		298,600	335,600	357,600		
	105		298,900	335,800	358,100		
	106			336,000			
	107			336,400			
	108			336,600			
	109			336,800			
	110			337,200			
	111			337,600			
	112			338,000			
	113			338,200			
定年前再任用短時間勤務職員		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、附則第2項から第4項の規定は同年12月1日から適用する。
(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和6年12月に支給する期末手当に関する第22条第2項及び同条第3項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の127.5」と、同条第3項中「100分の68.75」とあるのは「100分の71.25」とする。
(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 令和6年12月に支給する勤勉手当に関する第25条第2項第1号及び同項第2号の規定の適用については、第25条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の107.5」と、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の51.25」とする。
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定により職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和6年12月6日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

人事院の勧告に基づいて、給料表及び手当の改定を行うためこの条例案を提案する。

議案第 90 号

美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年美郷町条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 9 条 第 1 号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 9 条の 2 第 1 号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 9 条 第 1 号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。</p> <p>[略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 9 条の 2 第 1 号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、附則第2項から第4項の規定は、令和6年12月1日から施行する。
(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和6年12月に支給する期末手当に関する第9条第1項第2号の規定の適用については、「100分の122.5」とあるのは「100分の127.5」とする。
(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 3 令和6年12月に支給する期末手当に関する第9条の2第1項第2号の規定の適用については、「100分の102.5」とあるのは「100分の107.5」とする。
(給与の内払)
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定により職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和6年12月6日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

人事院勧告に準じて期末手当及び勤勉手当の改正を行うため、この条例案を提案する。

議案第91号

令和6年度美郷町一般会計補正予算(第8号)

令和6年度美郷町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,790千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,979,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,207,889	5,790	1,213,679
	2 基金繰入金	1,207,587	5,790	1,213,377
歳入合計		11,973,339	5,790	11,979,129

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,809,660	990	1,810,650
	1 総務管理費	1,662,860	990	1,663,850
9 教育費		569,280	4,800	574,080
	1 教育総務費	210,906	4,800	215,706
歳 出	合 計	11,973,339	5,790	11,979,129

令和 6 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

入 歳

2 歳 入

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

19	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		繰入金	1,207,889	5,790	1,213,679			
		基金繰入金	1,207,587	5,790	1,213,377			
	1	財政調整基金繰入金	980,786	5,790	986,576	1 財政調整基金繰入金	5,790	1 財政調整基金繰入金 (1) 財政調整基金繰入金

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2	1	総務費	1,809,660	990	1,810,650		990				
		総務管理費	1,662,860	990	1,663,850		990				
		2 財産管理費	91,162	990	92,152		990				
								12 委託料	990	1 その他財産管理費 漏水調査等業務委託料	990 (990)

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
9	1	教育費	569,280	4,800	574,080		4,800				
		教育総務費	210,906	4,800	215,706		4,800				
		3 スクールバス運営費	38,265	4,800	43,065		4,800				
								17 備品購入費	4,800	1 高校スクールバス運行費 高校生スクールバス購入費	4,800 (4,800)

(一般会計)

令和6年第4回美郷町議会定例会
(12月定例会)
議案第91号
主要事業等説明資料



Dear MISATO

**DRIVE TO
MISATO**



【 目 次 】

[会計]	[款]	[項]	[目]	[ページ]
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	2 財産管理費	3
	9 教育費	1 教育総務費	3 スクールバス運営費	3

担当課	総務課	小事業名	その他財産管理費				予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	公有財産漏水調査委託業務				10	
予 算	款	2 総務費	事業費	左の財源内訳				
	項	1 総務管理費	(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源
目	2 財産管理費							
要求区分	新規要求	990						990
事業区分	新規事業							
事業の目的・意図・効果・補正理由								
公有財産に漏水が発覚し、水道事業の給配水に大きな影響が生じる恐れが高まっているため、専門業者による調査を実施することにより、漏水箇所を特定し対策を図る。								
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）								
<p>1 漏水施設</p> <p>① 旧小八重小学校・・・漏水量 約200 t /月（西郷小八重地区簡易水道）</p> <p>② 旧田代小学校・・・漏水量 約165 t /月（西郷峰地区簡易水道）</p> <p>③ 養護老人ホーム清翠園・・・漏水量 約1,500 t /月（西郷峰地区簡易水道）</p> <p>2 事業内容 現場下見調査、計量調査、音聴調査、漏水確認調査、調査結果報告書提出</p> <p>3 委託料 漏水調査委託料 一式 990,000円（税込み）</p>								
事業の目的・意図・効果・補正理由								
現在運行している高校生スクールバス（H24購入 34人乗り 走行距離400,919km 10月末）が11月下旬に経年老朽化により、運行が困難な状況になった。通常であれば修繕で対応するが、費用が高額（1,365,000円）となり、また車検費用（300,000円～400,000円）等、今後を考慮した結果、新たに10人乗りワゴン車を購入し対応することとしたい。								
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）								
高校生スクールバス購入費（10人乗りワゴン車） 4,800,000円								